

《研究ノート》

ザクセンにおける土地負担の償却・再考 (3・完)

松 尾 展 成
(岡山大学名誉教授)

第4節 ザクセンの土地負担償却に関する全国統計

(1) 全国提議・決済件数統計

グロースの1968年の著書は、ザクセンにおける土地負担の償却を本格的に分析した、最初のものである。同書第3章第1節は、1833年から1859年までに全国委員会に償却が提議された土地負担、8種目、総件数、25,152⁽¹⁾について、これら諸種目の関係を論じ、農民諸負担の中で現物貢租 [27%、百分率は原表からの四捨五入値、以下同じ] と貨幣貢租 [27%、本稿第3節(2)のように保有移転貢租 (14%) を加えれば、41%] が「最も広まって」おり、賦役 [15%] は背景に退いていた⁽²⁾、と主張している。また、上記8種目に狩猟権を加えた、全国委員会における、1833年から1875年までの年次別・種目別償却提議・決済件数表⁽³⁾から、次のように結論している。「…ザクセンの農民的土地所有は先ず [1833年から] 1846/47年までに、賦役と放牧権・牧道権の形をとる、最も重圧的な桎梏から解放された。…農民層は1842年以後は貨幣貢租と現物貢租の束縛からも、ますます解放された⁽⁴⁾。…1859年 [地代銀行の受託停止] までに土地負担の解消は実質的に完結させることが可能となった…⁽⁵⁾」。

全国委員会における年次別・種目別提議・決済件数は、1833年 (32年償却法が同委員会に対する一方の関係者の償却提議 [一方的償却提議、略して一方的提議] を許可した最初の年) から1917年 (同委員会の完全廃止⁽⁶⁾) までの全期間 (85年間) について、また、グロースが挙げた9種目の償却 (I) に、同委員会が関与した (II) 共同地分割⁽⁷⁾ と (III) 耕地整理⁽⁸⁾ を加えた全11種目について、作成される。その結果が松尾 1990 (S. 266-267) の第104表 (以下では松尾、第104表と略記) である。しかも、これらの数値は公式統計⁽⁹⁾ と見なされる。この統計によれば、共同地分割と耕地整理を含めた、1917年までの決済総件数32,083の中で償却決済総件数は25,173 (78%) であり、1859年までの償却決済総件数は24,913 (比率から見れば、上記1917年までのそれと同じ78%) であった。したがって、全国委員会の全期間の業務の中で、最も主要なものは1859年までの償却決済であった⁽¹⁰⁾。また、償却のみの決済件数を見ると、1917年までの全期間の償却決済件数 (上記) に占める、1859年までの件数 (上記) の比率は99%に達した。そのために、ザクセン全体の償却は1834年から1859年までのほぼ四半世紀に殆ど完全に実施された、と多くの論者⁽¹¹⁾ は主張している。

補論1

1832年償却法以前における、土地負担の他の種目から貨幣貢租への転換 (一時金による一括償還を含む) について、少なくとも次の事実が知られているので、年代順にターラー (T) 単位の概数を挙げてみる。なお、以下では、(1)1840年通貨法施行令によって1ATは1INT-NG8Pと定められた⁽¹²⁾ が、両者の差額は大きくないから、簡単のために、1AT=1INTと見なして、すべての地代額を、新旧の別なく、Tで表現する。(2)所在地の地域区分は1874-1900年の県と1878-80年の郡 (郡が県と同名の場合、郡のみ) による。

①ライプツィヒ県ロホリッツ郡タウラ村 (「管区」村落)。高位貴族、フォン・シェーンブルク家は、

1878年までザクセンの国家機構から相当の自立性を保持していた旧帝国封、すなわち、協定所領（Rezeßherrschaft）とともに、ザクセン国王を封主とする封所領（Lehnsherrschaft）をも所有しており、両所領とも「管区」に区分されていた⁽¹³⁾。しかし、それらの「管区」集落は本領地域の通常の管区集落と名称は同じであったけれども、その領主＝領民関係は後者のそれとはさまざまに異なり、例えば、封所領の一つ、パーニヒ管区の中心、パーニヒ市は、莊園領主権を同市参事会が把持していたにも拘わらず、事実上の騎士領所属都市〔請願書の用語法ではPatrimonialstadt〕であって、1848年春には、本領地域の騎士領所属都市タウヒヤ市〔ライプツィヒ郡〕、リーザ〔グローセンハイン郡〕を含む10市連名で、騎士領所属都市の苦境を1848年臨時邦議会に請願した⁽¹⁴⁾。このパーニヒ管区はパーニヒ市とタウラ村など11「管区」村落を含んでおり、同「管区」内の2直営地の「耕作は一切が〔不確定賦役として〕賦役義務者に課され」ていた。さらに、建築賦役、運搬賦役と狩猟賦役も不確定賦役であった。「1658年にパーニヒの農場領主〔農場所有者、以下では、農場領主が、農場領主制下の領主ではなく、本領地域の農場＝騎士領所有者の意味で用いられている場合、その都度には注記しない〕が、賦役義務者を1週に3－4日以上は用いない、と約束した」事実から明らかのように、これらの賦役の負担は、「殆ど耐え難い」ものであり、18世紀を通じて賦役拒否と訴訟が頻発し、領民は、フランス大革命に触発されて、1790年にザクセンで勃発した、大規模な農民一揆にも、参加していた。その中のタウラ村では、既に1796年に賦役が約470Tで償却された〔義務者人数は不明〕。また、他のパーニヒ「管区」村落の賦役も1829年に償却された⁽¹⁵⁾〔義務者人数と償却額は不明〕。

- ②ツヴィカウ郡の騎士領ノイ・シェーンフェルス。この騎士領は、エパースブルン村の全体、および、アルト・ロットマンズドルフ村、バイエルズドルフ村、シェーンフェルス村とウンター・ノイマルク村の4村の一部などを支配しており（1810年における上記5村の $\frac{1}{4}$ フーフエ以上のフーフエ農は合計99人）、騎士農場の経営は専ら領民の賦役に依存していた。1796年に1年間の賦役は、 $\frac{1}{3}$ フーフエ以上を所有する農民に課される、馬2頭での犁耕389日など、畜賦役合計、約720日、および、 $\frac{1}{4}$ フーフエ以下を所有する領民に課される、干草作業・穀物掻き集め約400日など、手賦役2,300日に及んだ。既に1815年に、第1に、すべての畜賦役（約720日）が貨幣貢租に転換され、第2に、羊1,000頭の領主放牧権〔以下では放牧権と略記〕も約5,000Tで償却された〔義務者人数はいずれも不明〕。さらに、1824年には上記の畜賦役代納金が約10,200Tの一時金によって償還された。一時金によるこの償却協定には、「最近約10年間の経験」によれば、「騎士領の経営が騎士領自身の家畜による耕作によって以前よりも改善され…、賦役義務者の福祉も大いに改善された」、と記されているけれども、この賦役代納金償還の真の原因は別にあった、と考えられる。当時の騎士領所有者、ボーゼ伯爵家は、「その絢爛たる生活」のために、19世紀初めには莫大な負債を累積させていて、経済的に逼迫していたのである。しかも、上記のように、1824年に賦役償却一時金を獲得したにも拘わらず、1831年になると、遂に当騎士領は競売され、1796年に約17万T以上（その中で賦役の評価額は、資本化して約37,000T）と評価されていた当騎士領が、僅か約55,500Tで落札された。なお、1815年の上記放牧権の償却に関しては、次の事実も追記しておくべきであろう。償却契約発効のためには当時は領邦君主の承認が不可欠であり、賦役償却に関しては承認が得られていたが、農民たちは放牧権償却契約について、これを失念していた。そのために、1831年の当騎士領競売の際に「この償却契約は認知されなかった。放牧権に服していた農民たちは、支払済みの償却金額の半分を破産財団に再び支払わねばならなかった⁽¹⁶⁾」。

- ③ツヴィカウ郡の1市と3村。1823年以前に、騎士領村落ヘルテンスドルフ村の賦役は約26Tの、放牧権は44Tの、複合村落（本稿第3節(2)(i)の区分に倣う）オルトマンズドルフ村の放牧権は97Tの、また、複合村落ラインスドルフ村の賦役は75Tの、放牧権は146Tの、貨幣貢租に転換されており、騎士領所属

都市ヴィルデンフェルス市の水道賦役は29Tで、狩猟賦役は58Tで償却されていた⁽¹⁷⁾ [いずれも義務者人数不明].

- ④ツヴィカウ県ケムニッツ郡プライサ村（管区村落 α 群 [本稿第3節(2)(i)の区分に倣う]）。1823年に運搬賦役が約1,700Tで貨幣貢租に転換された⁽¹⁸⁾。この金額は一時金換算額と考えられる [義務者人数不明].
- ⑤同上県ブラウエン郡の騎士領ネツチュカウ。この騎士領の経営は、騎士領所属都市ネツチュカウ市の市民、および、ブロッカウ村、コーシュッツ村、フォッシュェンローダ村、ラムツイヒ村とシュナイデンバッハ村の5村の領民、の賦役によって専ら行われた。それは、領民に重圧的な不確定賦役であった。「農場領主は、これらの賦役が、十分でなかったために、また、旧慣とそれに基づく権利とに余りに縛られているために、農場経営の改良を妨げ、同時に、賦役給付農民にとっても重圧的で、不利であることを確信した」ので、領民との協議を開始した。そして、1827年に領民、計45人はこれらの賦役を約23,200Tの一時金で償却した。この一時金は「騎士領の抵当負債の返済」に用いられた⁽¹⁹⁾。
- ⑥ドレースデン郡ゴンピッツ村（ドレースデン市参事会所属村落）。1825年に政府は、賦役義務ある管区領民のいわゆる「宮廷賦役」(Hofedienste)の金納化について協議するように指令した。その賦役は狩猟と分農場のための賦役、拘留者・民兵の輸送などであった。1829年の協定によって当村に割り当てられた賦役償却地代は、畜賦役について46T、手賦役について7Tであり、義務者はフーフェ農7人と園地農1人であった⁽²⁰⁾ [地代合計53T].
- ⑦同上郡ベンリッヒ村（管区村落 α 群）。国庫と、賦役義務あるドレースデン管区村落との間で、賦役償却の協議が開始され、当村の「宮廷賦役」が1829年に償却された。償却金は畜賦役についてフーフェ農7人から48T、手賦役について保有者全員11人から10Tであった⁽²¹⁾ [地代合計58T].
- ⑧同上郡ブラーブシュッツ村、ブリースニッツ村、コッタ村、ケムニッツ村とポーデムス村（いずれも管区村落 α 群）。1827年にドレースデン管区の管区村落が「宮廷賦役」を拒否したので、枢密財務委員会⁽²²⁾ (Geheimes Finanz-Kollegium)は賦役償却について63村との協議を開始し、上記5村は1829年に、狩猟・御料地賦役、猟獣・魚類・拘留者・民兵の輸送などを除く「宮廷賦役」を償却した。5村の地代合計額は畜賦役168T余り、手賦役102Tであった⁽²³⁾ [地代合計、約270T、義務者人数は不明].
- ⑨同上郡カーディッツ村（管区村落 α 群）。同村で1829年に「宮廷賦役」が償却された。償却地代は畜賦役132T、手賦役50Tであった⁽²⁴⁾ [地代合計182T、義務者人数は不明].
- ⑩同上郡コッセバウデ村（複合村落）。同村は1829年に管区賦役を償却した。畜賦役（1人当たり年に約8日）の償却地代は1フーフェについて1T余り、手賦役（1人当たり年に約30日）のそれは1人について1Tであった⁽²⁵⁾ [義務者人数と地代合計は不明].

補論1の以上10事例は、32年償却法以前に土地負担の償却が、一時金による一括償還を含んで、一定程度進行していたこと、土地負担の中では、農民経営にとって最も阻害的であった賦役が、主として償却されたこと、特に、⑥から⑩までの事例から見ると、政府は1820年代末に首都近郊で「宮廷賦役」の金納化を促進していたことが、明らかになる。さらに、これらの早期の償却の事例のうち、巨額の一時金に関わる、②と⑤との賦役償却は特徴的に、騎士領所有者の負債返済を目的としていた、と考えられる。

以下では、全国償却件数統計が持つ、いくつかの問題点を検討しよう。

第1に、この統計には、土地制度の地域的差異に関連して、重大な欠陥がある。グロース前掲書の序論は研究対象地域を限定して、次のように記している。1815年にザクセンからプロイセンに割譲された地域 [本稿第1節参照] ばかりでなく、1815年以後もザクセンに残された「ザクセン領オーバー・ラウジッツ

も考察されない。この地域は土地制度上、エルベ川以東の農場領主制に主として属し、独自の研究を必要とする。…ザクセン [王国] 内部におけるこの歴史的空間の農地法上の特殊的地位は、1832年償却法が特に1章 [最終の第8章] をザクセン領オーバー・ラウジッツに当てたことから、明白である⁽²⁶⁾。すなわち、中部ドイツ荘園領主制が支配的な本領地域のみが、本著書の分析対象とされているわけである。ところが、同書第3章第1節はこの問題限定を全く顧慮せずに、ザクセン全体の償却提議・決済件数を論じている。しかし、本領地域における中部ドイツ荘園領主制の構造を分析する資料としては、全国償却件数統計は極めて慎重に取り扱われるべきである。

第2に、領主狩猟権、正確には、他人の土地での狩猟権 (狩猟権と略記) の問題がある。狩猟権は、放牧権が既に32年償却法に基づいて償却されたとしても、農村住民の自由な土地利用をなおも阻害し続けるために、三月革命期の農民層に「特に憎まれて⁽²⁷⁾」いた。この狩猟権の償却決済件数が、1864年までのロイニクとグロスの一覧表で1861年に僅か1件であり、1917年までで見ても、さらに僅か1件⁽²⁸⁾が追加されたに過ぎない (松尾, 第104表 [S. 267] から計算すれば、当然のことながら、償却件数全体の0%)。異常に小さい、この件数は、本稿第3節 (注41) に記したように、1858年狩猟権法が、狩猟権の償却は先ず、義務的土地の所在する下級行政官庁に提議されるべきである、と規定したからである (下級官庁は主として、1856年までは管区 [Amt] であり、同年以後は司法管区 [Gerichtsamt] の名称を持っていたけれども、後者の名称にも拘わらず、1874年に郡が組織されるまで、下級官庁では司法と行政が未分離のままであった⁽²⁹⁾)。政府機関紙『ドレースデン日報』(1860年第89号) の無署名論文、Jagdrecht 1860によれば、狩猟権法第1条が規定した申告期限、1859年4月初めまでに、権利者によって下級行政官庁190 (司法管区116など) に申告された狩猟権は、5,443通、5,832件であり、140件を除く5,692件で、償却が申告された。そして、これらの申告書について計算書5,409通が作成された⁽³⁰⁾。1申告件数を1償却提議件数と見なし、計算書1通を1協定決済件数と見なすと、狩猟権の95%が償却されたことになる。また、件数のみで比較すると、この5,409通 (= 件) の決済は、1860年までの28年間の全国委員会の償却決済総件数に対比して、小さくなかった。なぜなら、松尾, 第104表によれば、狩猟権の償却が完了した1860年だけの、全国委員会の償却決済合計件数は僅か52で、これを合わせた、1860年までの償却決済総件数は24,965であったからである。

第3に、本稿第3節 (注41) で記したように、32年償却法 (と1834年耕地整理法) は、上記第2で言及した狩猟権を除くと、償却、共同地分割と耕地整理に関する、すべての協定を承認し、発効させる権限を全国委員会に与えていた。したがって、償却協定の発効と地代銀行への償却地代の委託のためには、全国委員会による協定の決済が不可欠であった。しかし、1851年償却法補充法第32条は償却協定公認方式に重大な変更を加えた。すなわち、「今後、一時金による償却に当たっては、償却協定の作成と全国委員会によるその承認は必要がなくなつた⁽³¹⁾。そのために、1851年償却法補充法以後の、一時金による償却協定は土地登記官庁から全国委員会に報告されず、それらは全国委員会の全国償却件数表に含まれていないであろう。その上に、1846年償却法補充法施行令第3条は、「司法官庁は、各種の償却…に関する私的協定の登記を関係者から求められた場合、あるいは、それに関する仲介を自ら行った場合、…提議をその都度、直ちに、遅くとも4週間以内に、全国委員会に報告」せよ、と規定したけれども、1851年償却提議報告義務令は、1846年施行令の上記条文をそのまま繰り返した後、次のように定めたからである。「このような報告は…多くの場合に行われなかったので、上の規定への留意がここに促される。そして、違反1件について全国委員会への5Tの秩序罰が定められる⁽³²⁾」、と。この条文から推測すると、全国委員会以外の下級司法 = 行政官庁に提議された償却協定の一部、とりわけ、私的償却協定の一部は全国委員会の決済文書に含まれず、したがって、それらの件数は全国委員会の償却提議・決済件数には含まれていないで

あろう。

第4に、32年償却法以前に土地負担、放牧権、特に賦役、が金納化された具体的事例として、一時金による一括償還を含めて、本節補論1は10事例を列挙したが、賦役の償却地代が明示されない、グローゼンハイン郡の2事例は本稿第3節(2)(iii)(5)に記した。決して希有ではなかった、このような早期的償却によって発生した貨幣貢租は、32年償却法以後の諸法令に基づいて、特に1851年償却法補充法以後、しばしば償却されたであろう。それは、32年以後について土地負担の種目別件数構成を検討する場合、金納化された旧土地負担の比率を減少させ、貨幣貢租の比率を増大させる、と考えられる。

第5に、全国提議・決済件数表における「決済」(Erl[edigung])の意味が問題である。1833年から1861年までの全国委員会の活動報告は、政府機関紙『ライプツィヒ新聞』(1862年第103号)に公表されている⁽³³⁾。すなわち、全国委員会に「提起⁽³⁴⁾」され、「決済」された償却(9種目)、共同地分割と耕地整理の件数が種目別・年次別に表示されている。この統計の「決済」件数は、そこに記されているように、協定「承認」件数では決してなく、「提議の撤回、協定の承認、あるいは、その他の方式で決済された(durch Zurücknahme der Provocation, Bestätigung der Recesse, oder auf andere Weise zur Erledigung gekommen⁽³⁵⁾)」件数である。上記件数表には、承認された協定数も各年毎に付記されている。以下では、上記の表に記載された提議件数ばかりでなく、小区分毎の決済件数をも問題にせず、簡単のために、決済件数合計と承認協定数合計のみを検討する。同新聞に掲げられた、各年の決済件数合計は松尾1990(S.274)、第105表(以下では松尾、第105表と略記)⑤欄の、各年の承認協定数は同表①欄の数字である。同表②欄は、①欄から計算された、承認協定数の累積数である。他方で、中央文書館からの回答⁽³⁶⁾によれば、同文書館所蔵の「全国委員会文書」のうち、1832年から1861年までの各年末に承認された協定の一連番号は、上記表③欄のとおりである。この③欄の各年数字から前年の数字を差し引くと、当該年に承認された協定の数が判明する。それが同表④欄の数字である。それらを比較すると、各年について上記第105表①欄の協定数は同表④欄の協定数と酷似し、②欄の協定数合計は③欄の協定数合計と酷似している。また、同表⑤欄の各年決済件数は松尾、第104表のそれと同一である。さらに、松尾、第105表①欄と④欄の各年承認協定数は同表⑤欄の各年決済件数よりも常に小さい。それを同表②欄と③欄で見ると、1861年までに承認された協定の総数は、いずれも15,797であるのに対して、同年までの決済件数合計は、同表⑤欄の件数の合計26,842件であり、松尾、第104表から計算しても、同数である。ここで、1832年から1859年までの件数のみを比較しよう。この期間の決済件数合計は26,582(松尾、第104表最右欄の合計、および、松尾、第105表⑤の合計)であり、承認協定数合計は15,683(上記第105表③欄の合計)であった。したがって、協定として承認されたのは決済件数の59%に過ぎなかった。残りの41%は、上記新聞記事に依拠すれば、「提議の撤回、…、あるいは、その他の方式で決済された」ことになる。以上から、決済件数は決して承認協定数を意味しないことが明らかになる⁽³⁷⁾。しかし、この承認協定15,683通のうち、何通が本領地域に関わるか、また、何通が賦役、現物貢租などの小区分を決済したのか、は上記件数表からは確定できない。

第6に、この償却件数統計は、土地負担の種目のみを示すために、以下の問題点を含む。

- (1)下記の補論2(15)(騎士領)に挙げた事例では、関連する3協定で最初の協定は、共同地を分割し、放牧権を償却する協定であった。全国委員会の任務を償却、共同地分割と耕地整理に大区分した場合に、大区分を超えた協定は、筆者が調査した28通の中では、この1通のみである。以下では、償却に絞って、検討しよう。全国委員会文書としての償却協定を最初にグロースが分析したグローゼンハイン郡ツィーセン村の2償却協定は、既に本稿第3節(2)(i)で紹介した。その中の第1の協定は、賦役と現物貢租とを同時に償却する協定であった。また、補論2の15事例は村落の場合と騎士領の場合とを含むけれども、その差異を無視しておくと、(1)、(2)、(5)、(6)(特殊事例)、(8)、(9)(騎士領)、(10)、(12)、(13)(騎士領)、(14)(騎

士領)と(15)の11事例において、少なくとも1協定は複数の土地負担を償却した。さらに、グローセンハイン郡の委託地代の分析に当たっては、本稿第3節(2)(i)に記したように、委託地代の根拠となった土地負担の種目が、複雑に絡み合っているために、それらを①賦役、②現物貢租、③貨幣貢租(保有移転貢租などの貨幣貢租類似土地負担を含ませる)、④地役権(主として放牧権)、⑤上記4種目のさまざまな組み合わせ、および、⑥「その他」に大まかにまとめる必要があった。

このように償却協定の相当多くは複数の土地負担を償却した。これらの場合に、償却された土地負担の各種目は、上記件数表の償却の部にそれぞれ1件として処理・公表されている、と推定される。そのように推定しなければ、上記の問題点の第5で明示したように、共同地分割と耕地整理との件数が少ない中で、1832年から1859年までの全国承認協定数合計が、上記のように、全国決済件数合計の59%に過ぎなかった事態は、理解できないであろう。この事態を考慮すると、全国件数表の種目別数値は、最も厳密に言えば、土地負担各種目の償却、共同地分割と耕地整理における提議と決済の開始と終了の時期を示すだけである。

(2)各償却協定が定める地代の額は、大小さまざまであった⁽³⁸⁾。補論2(15)について、現存する3協定のみで計算すると、第1の協定は約40T(当騎士領の償却地代総額の0%)の、第2の協定は約16,700T(同97%)の、第3の協定は約400T(同2%)の、地代を定めた。複数の土地負担に関わる1協定においても、それぞれの土地負担に基づく地代は、決して均等ではなかった。ツィーセン村の既述第1協定においては、賦役の償却一時金が約2,000T(本協定に基づく一時金総額の93%[畜賦役80%、手賦役13%])であったのに対して、現物貢租のそれは僅か約160T(同7%)であった。補論2(15)の第2協定(上記)は賦役を約14,300T(本協定に基づく地代総額の86%)の、現物貢租を約1,300T(同8%)の、放牧権を約1,000T(同6%)の、地代で償却した。しかしながら、全国償却件数表では、償却の実質的内容をなす償却地代額は、全く無視されている。すなわち、少額の償却地代に関わる償却提議ないし決済と、巨額の償却地代に関わるそれとが、提議・決済件数としては等価なものと思われている、と考えられるから、この件数統計は大きな欠陥を持つと言わざるをえない。これに関連して、ツァイゼが1847年までの決済件数を実態と見なしている⁽³⁹⁾のに対して、モルはそれを批判して、「これらの報告[件数統計]は償却の提議ないし決済の数[のみ]に関わるものであるから、農民層にとってのさまざまな封建的諸負担の重さを、それから直ちに結論することはできない」と述べている⁽⁴⁰⁾。この批判は正しく、土地負担の種目別構成は、償却地代総額に占める各種目の比率によって、判断されるべきであろう⁽⁴¹⁾。

(3)償却件数表は土地負担の権利者と義務者について一切沈黙している。

以上の諸点について具体的事例を見よう(なお、ドイツ第二帝国時代の1マルク[M]は3Tである)。

第1に、補論2で、確認できる償却協定数の少ない(6)、(7)と(11)を除く12事例のうち、土地負担総額の種目別構成は、(3)(騎士領)、(4)、(13)と(15)では明白である。簡単のために畜賦役と手賦役とを賦役にまとめ、比率が大きい数種目のみを見ると、(3)では賦役61%、現物貢租23%[渡船権賃租を加えると、28%]と放牧権12%(計100%)、(13)では貨幣貢租37%、賦役35%と保有移転貢租24%(計96%)、(4)では賦役57%と現物貢租33%(計90%)、(15)では賦役58%と貨幣貢租28%(土地負担の計86%)。ただし、貨幣貢租などの償却協定が見いだされないから、それを除いた償却地代では、賦役81%、放牧権9%と現物貢租8%、計98%)であった。また、(1)では、原著者の区分によれば、現物貢租44%、賦役34%と貨幣貢租18%(計95%)であった。しかしながら、補論2の(1)[原著者の区分は上記]、(5)と(12)では「現物貢租+貨幣貢租」が、(2)、(8)と(9)では「賦役+現物貢租+放牧権」が、(8)ではそれに加えて、「貨幣貢租+保有移転貢租など」が、(10)では「賦役+現物貢租」が、(14)では「賦役+現物貢租+貨幣貢租」あるいは「賦役+現物貢租+貨幣貢租+放牧権」(村によってはその両者)が、大きな比率を占めつつ、同時に償却されたために、種目別構

成が完全には明確にならない。大略だけを見るならば、(5)では賦役62%と「現物貢租+貨幣貢租」28%（計90%）であり、(12)では、「現物貢租+貨幣貢租」60%と賦役30%（計90%）であった。合計比率がやや下がった事例では、(2)で「賦役+現物貢租+放牧権」が79%を、「現物貢租+貨幣貢租」が16%（計95%）を、(10)では現物貢租が64%を、「賦役+現物貢租」が17%を、そして、保有移転貢租が15%（3者計96%）を、(14)では「賦役+現物貢租+貨幣貢租+放牧権」が65%を、単独の貨幣貢租が11%を、そして、「賦役+現物貢租+貨幣貢租」が9%（3者計85%）を、占めた。さらに、(8)と(9)では1騎士領への「賦役+現物貢租+放牧権」が大半を占めたであろう。このように地代の種目別構成は極めて複雑であり、補論2で賦役の比率が明らかである(1)、(3)、(4)、(5)、(13)と(15)でも、その比率は(1)の34%から(5)の62%までさまざまであった。他方では、これらの事例では特徴的に、貨幣貢租の比率が低かった。(13)で37%、(15)で30%以下（土地負担）、(1)で20%以下、(14)で $[11+x]\%$ 、(3)と(4)では0%であった。類似貢租と複合貢租とを視野に入れても、保有移転貢租は(10)で全体の15%であり、(9)のそれも少額であったし、(8)の「貨幣貢租+保有移転貢租」の比率も低かった。「現物貢租+貨幣貢租」は(5)で28%、(2)で16%以下であった。ただし、貨幣貢租は(12)では、「現物貢租+貨幣貢租」、60%の一部分と「賦役+貨幣貢租+放牧権」、9%の一部分とを、(13)では、保有移転貢租を含めれば、61%を、占めていた。

グローセンハイン郡では、⑤（4種目の多様な組み合わせ）を除く1種目のみの土地負担が1件の償却地代として地代銀行に委託されたものは、本稿第3節(2)(i)から明らかかなように、同郡委託地代総額の56.9%に過ぎなかった。換言すれば、委託地代の40%以上は、複数種目の、つまり、上記⑤の、土地負担を償却する協定に基づいていた。

第2に、主要な権利者が償却地代総額に占める比率（[]の数値）は、補論2の5事例、(1) [広義の教会43%、領邦君主42%、計85%]、(2) [騎士領79%、広義の教会16%、計95%]、(4) [領邦君主75%に対して荘園領主=市参事会は僅かに15%、計90%]、(5) [領邦君主90%]と(10) [荘園領主77%、広義の教会23%、計100%]では明らかである。(12)では、領邦君主30%、広義の教会60%、計90%であった。(8)と(9)では1騎士領が恐らく大半を占めたであろう。このように、土地負担の最も重要な権利者は一般的には荘園領主であった（ただし、補論2の(4)では荘園領主 [=市参事会] 帰属部分の比率が極端に低く、(12)でも荘園領主 [=領邦君主] 帰属部分の比率は低かった）。土地負担の権利者として、当該村落の荘園領主以外に補論2で確認されるのは、まず、広義の教会であった。すなわち、上記の(1)、(2)、(10)と(12)である。(1)では、広義の教会の比率は荘園領主=領邦君主のそれよりも少し高かったが、特に、(12)ではそれが領邦君主帰属部分の2倍に達した。さらに、管区村落で領邦君主の比率が、(1)で42%、(5)で90%のように、高いのは当然ながら、騎士領村落においても領邦君主がいくらかの比率を占めていた。すなわち、(2)で5%、(9)で数%であった。しかし、領邦君主は(8)と(10)では確認されない。(3)と(13)-(15)では騎士領帰属土地負担のみが調査されているから、騎士領帰属部分が100%であった。

荘園領主に帰属する、1換算フーフエ当たり土地負担を、補論2の中で算出可能な10事例で検討しよう（荘園領主以外の権利者を対象外とする）。それは、小さい順に、(4)の3.9M、(5)の23.4M、(1)の35.1M、(12)の36.9M、(10)の38.5M、(14)の主要な3村の77.0M、(8)の85.5M以上（委託地代）、(13)の主要な3村の87.0M、(15)の主要な2村の114.0M（償却協定が現存しない貨幣貢租などを算入したために、大きくなっているが、委託地代は78.9Mである）、(2)の135.9Mとなる。このうち、(1)、(5)と(12)は管区村落α群であり、(2)、(8)、(13)、(14)と(15)は騎士領村落であった。1換算フーフエ当たり荘園領主帰属土地負担は、管区村落の3村で小さく、騎士領村落の5件、10村で大きかった。それが騎士領村落で最も大きい(2)は、管区村落で最も大きい(12)の3倍以上であった。騎士領村落の土地負担は管区村落のそれよりも重かった、との通説（ブラシュケ、本稿第2節(6)参照）はこれらの事例でも妥当した（本節（注85）末尾を参照）。ただし、(1)では領邦君主帰

属地代とほぼ同額が、(12)では領邦君主帰属地代の2倍が、広義の教会に帰属していた。また、市参事会所属村落である(4)では、荘園領主帰属地代が異常に小さいのに対して、その5倍が領邦君主に帰属していた。(10)はシェーンブルク家の「管区」村落であり、補論2で見える限り、管区村落中最高の(12)よりやや大きく、騎士領村落で最低の(8)の $\frac{1}{2}$ 以下であった(ただし、同家の別の「管区」村落、タウラ村の土地負担は極めて重かった、と本節補論1①から推定される)。

土地負担の権利者は上記の3者ばかりではなかった。特異な事例として、補論2の(3) [一時金合計の0.6%]、(6) [比率は不明]、(7) [比率は不明] と(13) [一時金合計の1%] では荘園領主が、少額とはいえ、土地負担を償却した、すなわち、領民に対して償却地代あるいは一時金を負担した。(14) [一時金合計の1%] でも同じであった、と考えられる。グローセンハイン郡でも、権利者としての農民地の比率が委託地代全郡総額の0.9%を占め、その他(フーフエ農共同体、水車屋の土地、都市自治体など)の権利者も合計して1.4%を占めた。これは、権利者を荘園領主、一層狭くは騎士領、に限定する通説を覆す事実である。

いずれにせよ、権利者を区分しないままでは、土地負担償却の特質は十分には解明されないであろう。

第3に、償却の進行過程はどうか。償却は補論2の(4)では1844年に完了した。償却がほぼ完了したのは、(15)で1839年、(3)で1843年、(14)で1847年であった。(2)では1846年までに土地負担の86%が、(5)では1841年までに81%が、(8)では1839年に大半が、(10)では1842年に大半が、(9)では1845年までに大半が、(13)では1847年までに58%が償却されていた。

既に検討した全国決済件数と、後に言及する全国委託地代総額は多くの問題点を含んでいるけれども、ともかくも、全国の償却決済件数総数に占める、1833-47年の比率を見ると、それは35%であり、委託地代総額に占める、1834-47年の比率は40%であった。したがって、全国規模で見ると、三月革命前には土地負担の過半はまだ償却されていなかった、と推定される。それに対比して、補論2の10事例(詳細不明の(1) [1841年開始、1856年完了と考えられる]、(6)、(7)と(11)、および、下記の(12)を除く)では、償却が三月革命前に既に終結するか、あるいは、少なくとも大半の土地負担が償却されていたであろう。このような早期的償却の事例と異なるのが、補論2の(12)であった。ここでは償却は1832年以前に開始されたけれども、その完了は1857年まで遅延した。その理由は、広義の教会への現物・貨幣貢租が地代全体の60%、すなわち、荘園領主=領邦君主帰属部分の2倍に上っており、この区分の権利者へのこの種目の土地負担は1851年まで一方的償却を禁止されていたからである。それを除く、多くの事例の早期的償却は何に起因したか。土地負担の中での賦役の比率が、これらの事例では全国平均を上回っていたからであろうか。償却地代の種目別構成が全国について解明されていないので、回答は筆者には可能でないけれども、グローセンハイン郡の事例は一つの示唆を与える、と考えられる。

同郡では、償却地代ではなく、委託地代であったけれども、地代委託の50%超過は1846年であった(松尾1990, S. 249, 第96表)。委託地代の権利者としては、本稿第3節(2)(i)で見たように、領邦君主(委託地代全郡合計の19.8%)、騎士領(権利者不記載を含んで同56.4%)、広義の教会(同21.5%——補論2(12)ほどではないとしても、その比率は前節(1)個別事例(1)と同じように、領邦君主よりも少し大きかった)が特に重要で、これらの3者に帰属する委託地代は、全郡合計の97.7%を占めた⁽⁴²⁾。そのうち、「賦役+現物貢租+放牧権」の委託地代の比率が貨幣貢租(類似貢租を含む)の3倍に近かった、同郡騎士領村落における騎士領帰属地代の50%超過は1842年であり、1847年までに全体の68.6%が地代銀行に委託された。もっとも、貨幣貢租の委託は1852年から本格化したから、委託の完了は1859年を待たねばならなかった(前節(2)第3表)。それに対して、単独の貨幣貢租の占める比率が極めて高く、57.0%を占め、賦役は僅か6.6%であった、同郡管区村落 α 群における領邦君主帰属地代の50%超過は1853年であり、その翌年には委託が完了した(同第1表)。もちろん、これは、同郡の個々の村に特有の事情⁽⁴³⁾を無視した、村落群別の

合計⁽⁴⁴⁾から導き出された平均値である。しかし、これらの事実から、賦役の比率が高い場合には、早期の償却が実現し、貨幣貢租の比率が高い場合には、償却が遅延した、と読み取れるのではなからうか。

補論2

32年償却法以前を含めて、償却（ないし委託）地代の種目別・権利者別構成と償却の進行過程（ないし地代銀行への委託過程）をかなりな程度に追跡できるような、村ないし騎士領における償却と銀行委託の事例を、取りまとめてみる。協定数が少なく、地代総額が不明であっても、興味深い事実を示す事例も付け加えた。償却地代は単に地代（〔 〕内は筆者の計算額）、償却一時金は単に一時金と略記した。また、地代が一部でも地代銀行に委託された場合には、第1に、銀行委託、と付記し、第2に、委託額を付け加えた。第1の、地代銀行への委託は全国委員会による当該償却協定の承認を明示し、第2は、償却地代に占める銀行委託額の比率を、多くの場合に明らかにするからである。18世紀後半の各村のフーフエ（Hと略記）、園地農と小屋住農の数の典拠はBlaschke 1957であるけれども、そのページ数は簡単のために省略する。Historisches Ortsverzeichnis von Sachsenの各集落の記載事項がインターネット上で公開されているためである。

- (1)本稿第3節(1)個別事例(1)で挙げたキューレン村(管区村落 α 群)。関連の10協定はそれぞれ1種目(賦役、現物貢租、貨幣貢租、放牧権)を償却したけれども、残る1協定は広義の教会への「現物貢租+貨幣貢租」を償却した。地代の種目別比率には、上記個別事例(1)で挙げた3種目(原著者による)の他に手賦役1%と騎士領ロイチュの放牧権4%が加わり、権利者別比率には既述の2権利者の他に上記騎士領7%とヴルツェン市の製粉所7%が加わった。当村の地代合計は約1,900Mで、その中の約1,790M[94%]が地代銀行に委託された⁽⁴⁵⁾。——(i)11協定中、「現物貢租+貨幣貢租」に関する1協定(地代約492M)だけによって、地代全体の26%が償却された。ここには、多くの管区村落と同じように、保有移転貢租が存在しなかった。(ii)償却は1841年に開始され、1856年に完了した、と考えられるけれども、巨額の償却地代を定めた、国家への賦役に関する協定の締結年が不明である、などのために、償却の進行過程の詳細は確定できない。(iii)地代合計の6%(約116M、原著者による)が一括して償還された。(iv)当村の領邦君主帰属地代は $331+152+316=799\text{M}$ で、その中の委託地代分は $331+144+314=789\text{M}$ (99%)であり、当村のフーフエ、園地農と小屋住農の数から計算した換算フーフエ数は、 $21\text{H}+\frac{3}{4}+\frac{8}{8}=22\frac{3}{4}\text{H}$ であるから、1換算フーフエ当たり領邦君主帰属地代は約35.1M、その中の委託地代は約34.7Mとなる。
- (2)同上節(1)個別事例(2)のザイファースドルフ村(騎士領村落)。関連の4協定は1種目(現物貢租)を償却したけれども、残る1協定は「賦役+現物貢租+放牧権」(地代776T)を償却し、後者の中の738Tが地代銀行に委託された⁽⁴⁶⁾。——(i)地代全体、約 $776+33+17+13+143=\text{約}982\text{T}$ の79%(776T)が4協定中の1協定によって償却された。(ii)種目別では、騎士領への「賦役+現物貢租+放牧権」の79%(既述)の他に、領邦君主への現物貢租が5%、広義の教会への現物・貨幣貢租が16%であった。最前者、79%の中で賦役は、騎士農場経営がそれに依存していたために、相当の比率を占めたであろうが、賦役、現物貢租、貨幣貢租と放牧権の比率は明らかでない。その中で貨幣貢租は16%以下であった。ここでも保有移転貢租が確認されない。(iii)権利者別には、騎士領79%(既述)の他に、領邦君主が5%、広義の教会が16%であった。(iv)償却の進行過程は、既述のとおり、1842年開始、1852年完了であり、既に1846年までに地代の86%が償却されていた。(v)5協定中の少なくとも4協定に基づく地代は、上記地代776T中の738Tのように地代銀行に委託されたが、正確な銀行委託額は、したがって、一時金償還額は不明である。(vi)当村の騎士領帰属地代は、上記の1協定によって償却された776Tで、騎士

領帰属委託地代は738Tであり、当村のフーフェと小屋住農の数から計算した換算フーフェ数は、 $13H + 33/8 = 17\frac{1}{8}H$ であるから、1換算フーフェ当たり騎士領帰属地代は約 $45.3T = 135.9M$ となり、その中の委託地代は約 $43.1T = 129M$ となる。

- (3)同上節(1)個別事例(3)の騎士領トレプゼン。関連の計8通の協定がそれぞれ1種目(賦役、現物貢租、放牧権、渡船権賃租 [1850年、地代111T。うち、24Tは一時金600Tによる]、漁業貢租 [1853年、地代約24T])を対象とした。①償却によって、合計して、「52,925Tという巨額が地代 [銀行] 証券 (Rentenbrief) として騎士領所有者に譲り渡さ」れたが、この一時金の大部分は、原著者の推定によれば、領主によって「農場の改良のためではなく、個人的必要のために」支出された。②この一時金は19世紀史の農場評価額 (25万T) の $1/5$ に相当した。③領主の池における保有農とトレプゼン市の草刈権を1協定 (1844年頃) によって荘園領主は325Tで補償し、その一部について、約87Tの地代 [銀行] 証券が領民に交付された⁽⁴⁷⁾。—— (i) 渡船権賃租は現物貢租であり、漁業貢租は貨幣貢租であったが、原著者は後者を無視して、前者だけで地代合計の約6%としている。ここには世襲移転貢租と通常土地負担としての貨幣貢租が確認されない。(ii) 地代の種目別構成は賦役61%、現物貢租23% [渡船権賃租を加えると、28%]、放牧権12%などである。権利者別構成は騎士領が100%であり、償却の進行過程としては1840年開始、1843年にはほぼ完了であった。(iii) ③の325Tは、一時金であったとすると、償却一時金合計の0.6%に相当した。これは、荘園領主が領民に償却地代を支払い、その一部について地代 [銀行] 証券が領民に交付された、通説を覆す事例である。他方で、義務者の範囲が明確でないために、1換算フーフェ当たりの地代と委託地代の確定は不可能である。
- (4)ゴンピッツ村 (ドレースデン市参事会所属村落)。本節補論1⑥の協定から1844年の「最後の」協定までの4協定はいずれも1種目(賦役、現物貢租、製粉強制権)に関わった⁽⁴⁸⁾。——これら4協定によって当村の土地負担のすべてが償却された、と想定すると、地代合計は $(46+7)+17+9+14=93T$ となる。(i) 地代の種目別構成は賦役57%、現物貢租33%、製粉強制権10%である。他方では、保有移転貢租と放牧権が、多くの管区村落と同じように、存在しないばかりでなく、貨幣貢租も確認されない。(ii) 権利者別には領邦君主75%、宮廷製粉所10%、ドレースデン市15%となり、領邦君主帰属部分が圧倒的であるのに対して、荘園領主であるドレースデン市参事会への帰属部分は極めて小さい。(iii) 償却の進行過程を見ると、償却は、それが開始された1829年に、既に地代合計額の57%を超え、早くも1844年には完了した。(iv) 銀行委託額は不明である。(v) 当村の荘園領主帰属地代は14T余りで、当村のフーフェ数は11であり、園地農と小屋住農はいなかったから、1フーフェ当たり荘園領主帰属地代は約 $1.3T = 3.9M$ に過ぎない。したがって、その中の委託地代 (推定) はそれ以下となるはずである。
- (5)ペンリッヒ村 (管区村落α群)。本節補論1⑦の1協定から1852年の協定までに計5協定が締結された。4協定は各1種目(賦役、現物貢租、製粉強制権)を、残る1協定は「現物貢租+貨幣貢租」を償却した⁽⁴⁹⁾。——これら5協定が当村の協定のすべてであった、と想定すると、地代合計は $58+10+10.5+(47/25)=2+16=$ 約 $96.5T$ となる。(i) それの種目別内訳は畜賦役 $48+2+10=60T$ [62%]、「現物貢租+貨幣貢租」 $27T$ [28%]、製粉強制権 $10T$ [10%]であり、賦役 (畜賦役50Tのうち約47Tは一時金によって償還された) の比率の高さは、補論2で判明する6事例で最高である。他方では、上記(4)のゴンピッツ村と部分的に相似していて、保有移転貢租と放牧権が確認されない。(ii) 権利者別には、領邦君主 $86.5T$ [90%]、宮廷製粉所 $10T$ [10%]となっており、領邦君主の地位が圧倒的である。(iii) 償却の進行過程を見ると、1829年に償却地代額が全体の60%に、1841年には81%に達し、1852年に償却は終了した。すなわち、32年償却法以前に既に地代合計額の60%が、そして、三月革命前の1846年には累計で83%が償却されていた。(iv) 銀行委託額は不明であるけれども、上記のように地代合計の60%が既に

32年償却法以前に償却されたから、地代が委託されたとしても、その比率は全体の40%以下のはずである。(v) 当村の領邦君主帰属地代は約86.5Tであり、当村のフーフェと小屋住農の数から計算した換算フーフェ数は、 $10\frac{3}{4}H + \frac{3}{8} = 11\frac{1}{8}H$ であるから、1換算フーフェ当たり領邦君主帰属地代は約7.8T = 23.4Mとなる。その中の委託地代（推定）はおおよそ $(86.5 - 58) = 28.5T / 11.125 = 2.6T$ [7.8M] 以下となるはずである。

- (6) カーディッツ村（管区村落 α 群）。本節補論 1 ⑨の1協定に加えて、国有林におけるこの村の敷藁採取権と国家への果汁運搬賦役とが、1843年に同時に償却され、政府から当村に700Tが支払われた⁽⁵⁰⁾（義務者人数不明）。——これも、上記(3)騎士領トレブゼンの③（1844年頃）と同じように、荘園領主から領民に償却地代が支払われた、通説を覆す事例である。
- (7) ドレースデン県マイセン郡クリップハウゼン村（騎士領村落）。1839年に、当村の世襲打穀人の賦役を上回る反対給付について、当村所在の騎士領は世襲打穀人1人につき一時金68T余りを支払った⁽⁵¹⁾（義務者人数不明）。——これも、上記(3)騎士領トレブゼンの③、および、上記(6)カーディッツ村（1843年）と同じように、荘園領主から領民に償却地代が支払われた、通説を覆す事例である。
- (8) 同上郡ザックスドルフ村（騎士領村落）。1839年、1854年と1840年以前の3協定によって償却が実施された。1839年の1協定は騎士領クリップハウゼン [a] への「賦役+現物貢租+放牧権」を償却し、一時金8,195Tが地代銀行に委託された。それに対して、1協定は1種目（他の騎士領に対する少額の賦役）を、1協定は2種目など（少額の「貨幣貢租+保有移転貢租など」）を償却した⁽⁵²⁾。——(i) 1839年の協定による一時金と原著者が記した8,195Tは、同協定に基づく、とされる各人地代額（松尾 1990, 第32表 (S. 91) 参照）の合計と合致しない。また、1854年と1840年以前の2協定に基づく地代は、1839年の地代よりも遥かに小さいが、原著者の提示した表に基づく地代計算は困難である。(ii) 種目別には騎士領 [a] への「賦役+現物貢租+放牧権」が大半を、そして、権利者別区分では2騎士領が全体を、そして、その中の騎士領 [a] が大半を、占めたであろう。広義の教会と領邦君主は確認されない。(iii) 当村の償却は1839年に開始され、その協定によって土地負担の大半が償却され、償却は1854年に完了したであろう。(iv) 償却地代のうち確実に地代銀行に委託された一時金は、8,195T（上記）であり、したがって、委託地代は327.8T = 983Mである（実際の償却地代と委託地代の総額はそれをいくらか上回るであろう）。そして、当村のフーフェ、園地農と小屋住農の数から計算した換算フーフェ数は、 $10H + \frac{1}{4} + \frac{2}{8} = 11\frac{1}{2}H$ であるから、1換算フーフェ当たり騎士領 [a] 帰属委託地代は少なくとも85.5Mとなり、実際には恐らくそれ以上となる。
- (9) ライプツィヒ県デーベルン郡の騎士領リュッテヴィッツ所属バーデリッツ村、リュッテヴィッツ村とオッテヴィヒ村。1840年から1847年（最後）までの4協定によって償却が実施された。3協定はそれぞれ1種目（賦役、現物貢租、保有移転貢租など [この「など」を以下では無視する]）を償却したが、1協定は「賦役+現物貢租+放牧権」（地代139T余り）に関わった。1840年の協定による園地農の賦役は $47 + xT$ で、その一部は一時金として支払われ、他は銀行に委託された。他の2協定は現物貢租（地代18T余り）とバーデリッツ村の畜賦役農1人の保有移転貢租など（500T [これは恐らく一時金であろう]）を償却した⁽⁵³⁾。——以上の4協定が、当騎士領所属3村の償却協定の全部であったとしても、正確な地代合計額は算出できない。(i) 土地負担の種目別には、「賦役+現物貢租+放牧権」 $139 + xT$ 、現物貢租18T、保有移転貢租 $500/25 = 20T$ 、などとなり（貨幣貢租は確認されない）、(ii) 権利者別には、騎士領 $139 + 20 + xT$ 、領邦君主18T、などとなったであろう。正確な比率は算出不可能であるけれども、上記の騎士領帰属部分が過半を占めた、と考えられる。(iii) 償却は1840年に始まり、1845年の1年だけで恐らく地代合計額の過半が償却され、1847年に終了した。(iv) 銀行委託額は不明であるけれども、

一時金による償還額は $500 + xT$ であった。

- (10) 同上県ロホリッツ郡ディーテンスドルフ村（シェンブルク家封所領の「管区」村落）。ここでは償却は1842年に始まり、1852年に終わった。協定総数は不明である。最初の1842年の協定によって、荘園領主に対する穀物十分の一税（現物貢租）が年地代135Tで、「賦役+いくつかの現物貢租」が約54Tで償却された。さらに、いくつかの協定に基づく地代として、保有移転貢租が約49T、放牧権が12T、広義の教会への現物貢租が約73Tであった⁽⁵⁴⁾。——（i）以上が協定の全部であったとすると、年地代合計は約323Tとなる。（ii）種目別には、現物貢租64%、保有移転貢租15%、放牧権4%の確定部分に加えて、「賦役+現物貢租」17%となる（貨幣貢租は存在しない）。（iii）権利者別には荘園領主77%、広義の教会23%となり、領邦君主帰属部分は確認されない。（iv）償却の進行過程を見ると、地代合計額の59%が既に1842年の僅か1年で償却され、償却は1852年に完了した。（v）荘園領主帰属地代は約250Tで、当村のフーフェと小屋住農の数から計算した換算フーフェ数は $18H + 12/8 = 19\frac{1}{2}H$ であるから、1換算フーフェ当たり地代は約 $12.8T = 38.5M$ となる。したがって、その中の委託地代（推定）はそれ以下となるはずである。
- (11) ツヴィカウ郡カインズドルフ村（騎士領村落）。第1の協定（1841年）は農耕賦役と建築賦役を3,990Tで償却した（銀行委託）。この一時金でもって領主は「第1に、その農場経営を近代化」した。第2に、領主は「この貨幣を、当村にあるマリーエン王妃精錬所の再編成に用い、こうして資本主義的企業者となった」とグロースは記している。第2の協定（1841年?）は放牧権を一時金、467T余りで償却した⁽⁵⁵⁾。——恐らく第1の協定によって地代の大半が償却されたのではなかろうか。
- (12) ツヴィカウ県ケムニッツ郡プライサ村（管区村落 α 群）。ここでは、本節補論1④の賦役償却地代に加えて、1837年に国庫への償却一時金、約260T、1841年に建築賦役の地代150T、1857年に広義の教会への現物・貨幣貢租の地代、約990T、分農場ケムニッツへの賦役の地代、約270T、および、騎士領オーバー・ラーベンシュタインへの「賦役+賦役代納金+放牧権」の地代、約150Tが発生した⁽⁵⁶⁾（いずれも義務者数不明で、最後の2者は時期不明）。——以上でもって当村の償却が終了したとすると、地代合計は $1700/25 + 260/25 + 150 + 990 + 270 + 150 = \text{約}1,640T$ となる。（i）種目別には地代は、賦役 $70 + 150 + 270 = 490T$ [30%], 「現物貢租+貨幣貢租」 $990T$ [60%], 「賦役+貨幣貢租+放牧権」 $150T$ [9%], 不明 $10T$ [1%] から構成されていた（保有移転貢租は確認されない）。（ii）地代の中の荘園領主帰属部分は、上記の建築賦役と分農場への賦役を管区賦役と想定すると、約500Tとなり、地代の権利者別構成では領邦君主30%、広義の教会60%、騎士領9%となって、広義の教会が全体の過半を、そして、騎士領も一定の地位を、占めていた。（iii）償却の進行過程を見ると、償却は1832年以前に開始されたけれども、土地負担全体の60%を占める、広義の教会への現物・貨幣貢租がようやく1857年に償却されたので、償却の完了は全体としては非常に遅延した。（iv）当村のフーフェ、園地農と小屋住農の数 $(34\frac{1}{2}H + 9/4 + 30/8 = 40\frac{1}{2}H)$ から計算した、荘園領主に帰属する、1換算フーフェ当たり地代は約 $12.3T = 36.9M$ となる。その中の委託地代（推定）はおおよそ $(270 + 150)/40.5 = 10.4T$ [31.2M] 以下となるはずである。
- (13) 同上郡の騎士領リンバッハ。8協定によって償却された土地負担は、一時金にして約43,700Tであった。この一時金総額の5%は、土地負担2種目（賦役+現物貢租）に関わる1協定によって償却され、残りの95%は、土地負担各1種目（賦役、現物貢租、保有移転貢租、貨幣貢租、放牧権）についての7協定によって償却された。したがって、ここでは、協定数から見ても、一時金額から見ても、土地負担各種目の大部分は各1協定によって償却された。（i）償却一時金総額に占める各種目の比率は、賦役35%、現物貢租3%、貨幣貢租37%、保有移転貢租24%、放牧権1%であった。すなわち、貨幣貢租の比率が

最大で、賦役の比率はそれよりも僅かに低く、保有移転貢租の比率も相当に高かった。それに対して、他の2種目の比率は無視できるほど低かった。(ii) 1838年に始まった償却は、1847年に既に一時金累積58%に達し、1854年に完了した。(iii) 全協定一時金合計額の7%、約3,000Tが一時金によって償還され、残りの93%、約40,700Tが地代銀行に委託された。ここで注目すべきは、騎士領所有者の堤防地で領民2人が行使してきた放牧権と地役権を、荘園領主が一時金585T（当騎士領償却一時金合計の1%）でもって償却し、その全額を地代銀行に委託した事態、すなわち、通説を覆す事態、である。(iv) 当騎士領関連の8償却協定は、9村の領民に関わったけれども、償却一時金合計額の85%、約37,300Tを負担したのは、3村、すなわち、(a)リンバッハ村（21,950T、騎士領全体の50%）、(b)オーバー・フローナ村（8,850T、同20%）と(c)ケーテンスドルフ村（6,508T、同15%）であった。これら3村のフーフエ、園地農と小屋住農の数から算出される換算フーフエ数を見てみると、(a)は $7\frac{1}{2}H + \frac{4}{4} + \frac{40}{8} = 13\frac{1}{2}H$ 、(b)は $15\frac{1}{4}H + \frac{33}{4} + \frac{9}{8} = 24\frac{5}{8}H$ 、(c)は $7\frac{1}{2}H + \frac{12}{4} + \frac{23}{8} = 13\frac{3}{8}H$ であった。また、銀行委託額は(a)が $3,358 + 969 + 1,990 + 3,770 + 10,581 = 20,668T$ 、(b)が $586 + 3,506 + 1,941 + 2,594 = 8,627T$ 、(c)が $1,320 + 75 + 1,824 + [1726 - 849 =] 877 + [1418 - 16 =] 1,402 = 5,498T$ であった⁽⁵⁷⁾。この3村の銀行委託額合計は約34,810T（全体の85%）、換算フーフエ数合計は $51\frac{1}{2}H$ と算出される。この数値に基づけば、第1に、1換算フーフエ当たり一時金は724.3T（地代としては29.0T=87.0M）となり、第2に、その中の委託地代は一時金として676.0T（委託地代としては27.0T=81.0M）となる。ただし、当騎士領関連の協定数、したがって、償却地代と委託地代が増加する可能性がない、とは言えない。

- (14) ドレーステン県フライベルク郡の騎士領プルシェンシュタイン。17協定が一時金にして約62,400Tの土地負担を償却した。このうち、文書の表題から見ると、償却対象を明記しない協定が2通あり、1種目を記した協定が7通あるけれども、内容から見ると、各1種目（賦役、貨幣貢租、保有移転貢租、放牧権）を償却した協定は4通に過ぎず、後者の4協定によって償却されたのは、約2,800T、一時金総額の5%に過ぎなかった。残りの13協定はそれぞれ複数種目を、最大4種目（賦役+現物貢租+貨幣貢租+放牧権）を償却し、その一時金合計額は約59,600Tで、当騎士領一時金全体の95%に達した。したがって、ここでは、一時金額から見て、土地負担の大部分は、複数種目に関わる協定によって償却された。(i) 一時金総額に占める各種目の比率は、賦役4%、現物貢租6%、貨幣貢租11%、保有移転貢租0%、放牧権2%、「水車賦役+現物貢租」4%、「賦役+現物貢租+貨幣貢租」9%、「賦役+現物貢租+貨幣貢租+放牧権」65%であった。そのために、保有移転貢租0%を除いて、賦役（水車賦役を含む）、現物貢租、貨幣貢租と放牧権の比率は確定できない。ここでは、グローセンハイン郡の騎士領村落における騎士領帰属地代で試みた（本稿第3節(2)(ii)(B)参照）ような、委託地代の3区分さえ不可能である。(ii) 1840年に始まった償却は、同年に既に一時金累積45%を超え、1843年に70%に、1847年には既にほぼ100%に達した。(iii) 全協定一時金合計額の10%、約6,370Tが一時金によって償還され、84%、約52,600Tが地代銀行に委託された。残りのうち5%、約3,200Tは銀行委託か否かが不明であり、1%、約250Tは、協定が銀行の受託停止後の1868年に成立したために、地代銀行に委託されえなかった。なお、現物貢租と見なしうる土地負担、847T（一時金合計の1%）が荘園領主によって償却された、と考えられる。(iv) 当騎士領関連の17償却協定は、1市と18村の領民に関わったけれども、ここでは簡単のために一時金において上位の3村を検討する。すなわち、(a)クラウスニッツ村（21,262T、騎士領全体の34%）、(b)ハイダースドルフ村（9,461T、同15%）と(c)ノイハウゼン村（7,834T、同13%）の3村である。これら3村のフーフエ、園地農と小屋住農の数から算出される換算フーフエ数は、(a)で $29H + \frac{54}{8} = 35\frac{3}{4}H$ 、(b)で $13\frac{3}{4}H + \frac{10}{4} + \frac{17}{8} = 18\frac{3}{8}H$ 、(c)で $3\frac{3}{4}H + \frac{18}{8} = 6H$ であり、銀行委託額は(a)が $12,825 + 5,505 + 139 + 956 = 19,425T$ 、(b)が $30 + 7,735 = 7,765T$ 、(c)が $20 + 2,163 + 2,312 + 52 + 61 = 4,608T$ であった⁽⁵⁸⁾。この3村

について一時金合計は約38,560T（全体の62%）、銀行委託額合計は約31,800T（全体の60%）、換算フーフエ数合計は $60\frac{1}{8}H$ と算出される。それに基づく、第1に、1換算フーフエ当たり一時金は641.3T（地代としては $25.7T=77.0M$ ）となり、第2に、その中の委託地代は一時金として528.9T（委託地代としては $21.2T=63.5M$ ）となる。ただし、当騎士領については、松尾2018、第1節に記した理由から、今後の研究によって協定数、償却地代額と委託地代は相当に増加し、それによって、地代の種目別構成、償却の進行過程と地代委託の推移も変化するであろう。ここで検討した3村についても、それは当てはまる。

- (15)ライプツィヒ県オーシャツ郡の騎士領ヴィーデローダ。3協定のうち1協定は1種目、保有移転貢租を1村について償却し、1協定は3村の3種目（賦役、現物貢租と放牧権〔放牧権のうち3村共通部分が545T〕）を償却した（同時に貨幣貢租などの金額①、約7,500Tを明記）。そして、1協定は1村の共同地分割と放牧権償却に関わり、放牧権の予定償却額②を定めた。しかし、上記の貨幣貢租など①と放牧権②、および、所属村落の他の1村の保有移転貢租③についての償却協定は現存しない。そこで、先ず、(I)第1の想定として、保有移転貢租③を無視し、貨幣貢租など①と放牧権②を含む土地負担を検討しよう。(i)土地負担合計額は一時金として約24,600Tと計算され、それを種目別に見ると、賦役が58%（その中では、「手賦役のみ」を除いた「畜賦役+手賦役」が55%）を、現物貢租が5%を、貨幣貢租が28%を、保有移転貢租が2%を、放牧権が7%を占めた。したがって、5種目の中で賦役の比率が非常に高く（中心は畜賦役と考えられる）、貨幣貢租の2倍以上に達し、両者以外の3種目は極めて低かった。(ii)当騎士領関連の3償却協定は、3村の領民に関わるけれども、償却地代のほぼ100%を負担したのは、(a)リプティッツ村（12,426T〔51%〕+〔545T〔2%、上記〕の一部分〕）と(b)マネヴィッツ村（11,621T〔47%〕+〔545T〔2%、上記〕の一部分〕）の2村である。これら2村のフーフエ、園地農と小屋住農の数から算出される換算フーフエ数は、(a)で $12\frac{1}{2}H+10/8=13\frac{3}{4}H$ 、(b)で $9\frac{3}{4}H+19/8=12\frac{1}{8}H$ であった⁽⁵⁹⁾。上記の放牧権545T〔2%〕は3村に関わるけれども、簡単のために、これを(a)と(b)の2村のみに帰属させると、2村の土地負担一時金合計は約24,600Tとなり、換算フーフエの合計は $25\frac{7}{8}H$ となる。したがって、1換算フーフエ当たり土地負担一時金は950.7T（年土地負担としては $38.0T=114.0M$ ）となる。次に、(II)第2の想定として、貨幣貢租など①と放牧権②が償却されなかったとすれば、一時金は約17,700Tとなり、種目別には賦役が81%を、現物貢租が8%を、保有移転貢租が2%を、放牧権が9%を占めた。その中では、「手賦役のみ」を除いた「畜賦役+手賦役」が、77%と圧倒的であった。償却進行過程としては既に1839年に地代合計額の98%が一挙的に償却され、残る2%が1851年に償却されて、償却は完了した。また、一時金のほぼ全額、約17,000Tが地代銀行に委託され、一時金による一括償還は0%であった。上記の950.7Tは、土地負担として当面は存続するので、1換算フーフエ当たり土地負担と見なされるべきであろう。1換算フーフエ当たり銀行委託一時金は657.0T（委託地代としては $26.3T=78.9M$ ）となる。ただし、当騎士領関連の協定数、償却地代と委託地代が増加する可能性がない、とは言えない。

(2) 委託地代額全国統計

ザクセンの土地負担償却に関する全国統計には、上に検討した償却件数統計の他に、地代銀行に委託された償却地代、すなわち、委託地代、の年次別総額についての公式統計がある。グロースは、その著書の第3章第2節の「1834年から1859年までの地代銀行の活動」の項において、先ず、「地代銀行は…25年間の活動期間に、合計して454,716件の委託地代を受託した。…委託地代は3,427,538.63Mの名目価値を持っていた…。委託されたこの地代額に照応する一時金は85,688,465.86M」であり、これが「騎士領所有者に

支払われた⁽⁶⁰⁾」と解説している。次に、年次別委託地代額全国統計に関する彼の評価は次のとおりである。「当初1834-37年には騎士領所有者は地代銀行の利用を躊躇していたが、農民も償却地代を地代銀行に委託できるようになった1837年⁽⁶¹⁾以後に、決定的な変化が生じた。こうして、償却金の一大部分が1838-44年に受託された。1845-51年における委託地代の急速な低落の原因は、1844/45年間の償却協定の未成立 [1842-43年と対比した協定決済(?) 件数の減少]、1846-47年の経済恐慌と1848-49年のブルジョア民主主義革命の諸事件であった。1852年以後、保有移転貢租、貨幣貢租および現物貢租の償却が可能となる⁽⁶²⁾とともに、地代銀行は最高の償却金額を受託した⁽⁶³⁾」と。

この委託地代額全国統計は、ザクセン土地制度史研究の上で、どのような問題点を含んでいるか。

第1に、委託地代額全国統計は、償却件数全国統計と同じように、委託地代額の地域的区分、本領地域とラウジッツとの区分を含んでいない。

第2に、狩猟権償却の問題（前小節の問題点第2参照）がある。既述の1858年狩猟権法に基づいて、償却一時金として受け取ったのは、国王＝国庫が18.9万T弱、私的権利者（主として騎士領所有者）が61.5万T弱であり、したがって、権利者全体が受け取った狩猟権償却一時金総額は80.3万T余となった。それに対して、償却一時金として国庫が権利者に支払った補償額は、49.0万T余であった⁽⁶⁴⁾。これが一時金の60%であったから、狩猟権義務者（主として農村住民）が上記法に従って支払うべき40%は、31.8万T余となつたであろう。この狩猟権義務者の支払額、約32万Tは、マルクに概算すれば、約96万Mとなる。もっとも、この金額は地代銀行の受託一時金合計、約8,569万Mの1%強に過ぎない。したがって、金額としては、これは無視しても差し支えないであろう。

第3に、この統計は、(1)委託地代の権利者・義務者のそれぞれの内部区分も、(2)委託地代発生の根拠となった、さまざまな土地負担の種目別金額も、明らかにしていない。

(1)に関してグロースは、上に引用したように、委託地代の権利者はすべて騎士領所有者であり、義務者はすべて農村住民層である、と断定している。また、本稿第3節(2)(i)末尾で既に引用したように、モルによれば、権利者は騎士領所有者であり、チョコ編ザクセン通史によれば、主要な受益者は貴族と市民の騎士領所有者で、義務者は両著ともに農民層であった。キーゼヴェッターは権利者を荘園領主と述べ、義務者を農民と想定している。

前小節の問題点第6(3)の第2で既に言及したように、土地負担の権利者としての広義の教会は、本節補論2の(1)で土地負担全体の43%、(2)で16%、(10)で23%、(12)で60%、を占めていた。委託地代の事情もほぼ同一であろう。グロースハイン郡においては、委託地代総額の中で騎士領に帰属する部分（権利者不記載を含む）は、56.4%に過ぎなかった。領邦君主（総額の19.8%を占める）を含めた権利者を、広義の荘園領主と考えても、両者の比率は76.2%にまでしか上がらなかった。広義の教会の比率が、上記の諸論者によって全く顧慮されていないにも拘わらず、この郡では全体の21.5%にも達したからである。そればかりではなかった。同郡では農耕地帰属部分が0.9%、その他（フーフエ農共同体など）が0.7%、2種類の権利者の組み合わせが0.7%であり、以上合計が2.3%を占めた。この農耕地に帰属した委託地代、0.9%の存在は、たとえそれが僅少に過ぎなかったとしても、注目に値する事実である。このような、委託地代の義務者ではなく、委託地代の権利者としての農民は、従来完全に無視されてきたけれども、本節補論2の(3) [325T、一時金合計の0.6%]、(6) [700T、ただし、同比率は不明]、(7) [68T、ただし、同比率は不明]と(13) [585T、同1%] に現れていたし、(14) [847T、同1%] でも想定されうる。

そもそも、32年償却法第29条は、償却の手段を一時金の支払あるいは年貨幣地代の引受などと定め、第37条は、義務者が貨幣地代の引受を申告した場合に、権利者は地代 [銀行] 証券の受取か、義務者からの地代の直接的徴収か、を選択する⁽⁶⁵⁾、と規定していた。同時代人、ユーダイヒとロイニクは、地代銀

行の受託地代合計額の25倍額が地代〔銀行〕証券として、ごく一部は現金として「権利者に」支払われた、と述べている⁽⁶⁶⁾。また、地代銀行当局も、一時金総額が、「償却に関係した権利者に、一部は地代〔銀行〕証券として、一部は現金として、支払われた⁽⁶⁷⁾」、と報告している。すなわち、この3著書によれば、地代〔銀行〕証券は、上記の4論者が言うように、「荘園領主」、あるいは、さらに限定して、「騎士領所有者」ではなく、法律上、「権利者」に、交付されたのである。

権利者を荘園領主・騎士領所有者に限定した場合、一時金の用途は何であったか。グロースは、一方では、騎士領所有者が受け取った、この巨額の一時金が「19世紀後半のザクセンにおける農業大経営の集約化に大いに寄与」し、他方では、地代銀行は、農場領主制の地域で見られた、土地切り取りによる農耕地の縮小をもたらすことなく、「封建的土地制度諸関係の下で既に存在していた農民的土地所有の維持⁽⁶⁸⁾」を可能にした、と主張している。既に引用したように、モルは、一時金が騎士領を資本主義的大経営に改造させた、また、チョク編ザクセン通史は、一時金が封建的農場〔騎士領〕を近代的・資本主義的農業経営に転換させた、と記している。グロース、モル、そして、チョク編ザクセン通史が述べているように、一時金によって騎士領が資本主義的大経営に転換された場合、あるいは、補論2の(11)のように、農場経営の近代化に加えて、産業(この場合には精錬所)に投下された場合(グロース)もあったであろう。キーゼヴェッターはやや慎重である。彼は1981年の論文([]内は1988年の著書での補足)において、次のように書いている。「一時金の用途という、重要な問題は現在まで〔的確に〕回答されていない。他のドイツ諸邦での一般的通例に基づけば、一時金の一部分〔一大部分〕は農場〔自体〕の合理化と近代化に用いられ」た。「他の一部分は工業企業・株式企業に投資され」、さらに、「ザクセンと外国の国債に投下され」た〔権利者はまたザクセンと外国の国債を買い入れ、一小部分は工業企業・株式企業に投資された〕。問題は未解決としたキーゼヴェッターも、一時金の積極的活用のみを論じている。しかし、本節補論2の(3)①の事例では、巨額の一時金の大部分は「農場の改良のためではなく、個人的必要のために」支出された、と考えられる。また、1832年以前についての、本節補論1の②と⑤の場合には、巨額の償却一時金は領主の負債の返済に充当された。したがって、一時金の用途は今後、資本投下と負債返済との両面から研究されるべき課題であろう。

(2)松尾1990、第2章第2節は、グロースハイン郡における委託地代の村落群別・権利者群別・土地負担種目別構成と地代委託の推移を大まかに明らかにし(視点をやや変えた、その成果の要約が本稿第3節(2)(i)である)、本稿第3節(2)(ii)は、第1に、(A)において、管区村落 α 群における領邦君主帰属委託地代[a]の種目別金額と委託の年次別・種目別推移を解明し、第2に、同(B)で、騎士領村落における騎士領帰属委託地代[b]を大まかに3区分して、それらの構成と委託の年次別推移を明らかにした。そして、第3に、同(C)は、[a]と[b]に関して1換算フーフエ当たり荘園領主帰属委託地代の算出を試み、[a]を約35.3M、[b]を約49.0Mとした。さらに、本節補論2の15事例の中で、領邦君主と騎士領に帰属する、1換算フーフエ当たりの委託地代を8事例(推定を含む)で比較してみると、一方で、管区村落 α 群に属する3村(1)、(5)と(12)のうち、それは(5)では約7.8M以下(推定)と極めて小さく、(12)の約31M(推定)と(1)の約35Mは上記[a]の約35Mとほぼ等しかった。ただし、既述のように、(1)では領邦君主帰属土地負担とほぼ同額が、(12)ではその2倍が広義の教会に帰属していた。他方で、騎士領村落、5事例、10村の中では、上記[b]と比較して、(14)の3村の約63.5Mは約1.3倍、(13)の3村と(15)の2村の約79-81Mは約1.6倍、(8)の約86M以上は1.7倍以上、(2)の約130Mは約2.6倍であった。これら(2)、(8)、(13)-(15)はいずれも上記[b]よりも高いが、とりわけ(2)の高さが際立っている。

第4に、本稿第3節(2)(iii)(4)に記したように、委託地代は償却地代それ自体ではなかった。以下では、償却地代の中で委託地代に転換されえなかった地代端数(地代委託が本格化する1837年以後は、特に少額)

を無視して、具体的事実を拾い上げてみる。

(i) 32年償却法によって、義務者は償却地代の一部あるいは全部を、一時金によって一括償還することができた。一時金の一括償還の場合には地代銀行は当然、全く介在しなかった。50T以上の一時金が支払われた事例として、各村の後の()内に義務者数、償却対象、一時金額、協定成立年を記すと、(a)騎士領村落クライン・シェーバルク村（領民5人の現物貢租、約86T, 1839年⁽⁶⁹⁾）、(b)騎士領村落ザックスドルフ村（領民6人の貨幣貢租、約100T, 1854年⁽⁷⁰⁾）（以上マイセン郡）、(c)管区村落キューレン村（①騎士領への賦役、約2,400T [推定]、1841年；②騎士領の放牧権と製粉所への賦役、合わせて約500T⁽⁷¹⁾、1840年代(?)、義務者人数は不明）、(d)騎士領トレプゼン（領民25人の現物貢租、約600T, 1850年⁽⁷²⁾）（以上グリマ郡）、(e)管区村落プライサ村（国家への一時金、約260T, 1837年⁽⁷³⁾、義務者人数不明）、(f)管区村落ウールシュプルンク村（①管区への賦役、約157T, 1837年；②賦役、85T, 1852年⁽⁷⁴⁾、両事例とも義務者人数不明）（以上ケムニッツ郡）、ツヴィカウ郡の(g)騎士領村落カインドルフ村（保有農13人とフーフエ農共同体について放牧権、約465T, 1841年⁽⁷⁵⁾）があった。(h)騎士領リンバッハでは1838年（1協定）に約190T, 1847年（1協定）に約2,000T, 1851年（1協定）に約200T, そして、1854年（1協定）に約550T, 合計約3,000T（4協定）の一時金が支払われた。これは地代総額の約7%に相当した⁽⁷⁶⁾。(j)騎士領プルシェンシュタインにおける一時金は1840年（8協定）に約4,600T, 1843年（1協定）に約400T, 1844年（1協定）に約180T, 1846年（2協定）に約380T, 1847年（2協定）に約300T, 1848年（1協定）に約470Tであり、1848年までに支払われた一時金の合計、約6,370T（15協定）は、地代総額の約10%に当たった⁽⁷⁷⁾。さらに、ピルナ郡の(k)騎士領村落ナウドルフ村（放牧権、1,350M, 1834年⁽⁷⁸⁾、義務者人数不明）、デーベルン郡の(m)バーデリッツ村の畜賦役農1人（保有移転貢租など、500T, 1847年⁽⁷⁹⁾）とツヴィカウ郡の(n)ヴィルカウ村（保有農10人とフーフエ農共同体に課された放牧権、約270T, 1837年⁽⁸⁰⁾）も恐らくそうであろう。そればかりではなかった。1832年以前の事例も知られている。(p)騎士領ノイ・シェーンフェルス（放牧権、約5,000T, 1815年 [1831年に再び約2,500T]、および、賦役代納金、約10,200T, 1824年、いずれも義務者人数不明、本節補論1の②）と(q)騎士領ネツェカウ（農民45人の賦役、23,225T, 1828年、本節補論1の⑤）がそうであった。

さらに、(ii) 賦役が無償で廃棄された、稀な事例も記録されている。①1813年に騎士領ロックヴィッツ（ドレースデン郡）ですべての賦役⁽⁸¹⁾が、②1833年にエルスニッツ市近郊の騎士領ウンター・マルクスドルフですべての賦役⁽⁸²⁾が、いずれも無償で廃止された。もっとも、それらの賦役の具体的内容・評価額は不明である。

以上から、32年償却法以前の償却、また、全国委員会を介さない私的償却（特に、1851年償却法補充法以後の一時金による直接的償却）、に基づく地代額、さらに、甚だしきは土地負担の無償廃止の評価額、を含まない委託地代額全国統計は、かなりの欠陥を持つ、と言わねばならない。グローセンハイン郡に関する上記資料集も、第1点では「本領地域」の一部に関する資料であり、第3点の委託地代の種目別・委託年次別金額、および、権利者と義務者のそれぞれの内部区分については一定程度明らかにしているが、第2点の狩猟権の償却と第4点（(ii) 土地負担の無償廃棄を無視するとしても、一時金による一括償還および32年償却法以前の償却）については、資料の性質上、全く触れていない。

このように、委託地代額全国統計は、既に言及した地代償却件数全国統計より大きな意味を持つとしても、本領地域の土地制度史を研究する上で、決定的に重要とは言えないものである。本領地域における土地負担解消の実施過程を明らかにするためには、根本資料たる償却協定そのものの分析が必要であろう。

中央文書館は全国委員会の全文書（同文書館文書番号10737）をようやく1970年に集落別に整理した⁽⁸³⁾。確かにグロースの指摘するように、これらの償却協定は「地域史研究のための重要史料」に過ぎず、「ザ

クセンにおける市民的土地改革の全般的研究にとって適当なものではない⁽⁸⁴⁾。しかしながら、この史料以外に手掛かりがないので、私は本領地域の騎士領の中から、19世紀における二つの農民運動高揚期、30年代初頭の「九月騒乱」期と三月革命期に農村民衆運動が高揚して、騎士領領民によって請願書が作成・提出され、かつ、それらが現存する3騎士領、リンバッハ、プルシェンシュタインとヴィーデローダを発見し、これらの騎士領の領主＝農民関係に焦点を合わせて、合計28通の償却協定を分析してみた。その成果が松尾2011であった。それによれば、(1)グローセンハイン郡と同じく北部農業地帯にあるヴィーデローダで、1839年に一挙に98%の、南部工業地帯のプルシェンシュタインでは1847年までに92%の、西部工業地帯のリンバッハでは同年までに58%の、償却が実現した。すなわち、この3騎士領の償却は共通して、全国のそれよりも先行した（リンバッハの進行過程はグローセンハイン郡の騎士領村落における騎士領帰属地代の委託状況〔本稿第3節第3表参照〕と類似していた）、(2)償却地代のうち地代銀行に委託された部分の比率は、ヴィーデローダで最も高く、100%に達し、リンバッハでも93%に上り、プルシェンシュタインではやや低く、84%であった。(3)1換算フーフエ当たり土地負担〔 \square 〕は委託地代、いずれも概数は、リンバッハの主要3村（本節補論2(13)参照）で87.0M〔81.0M〕、プルシェンシュタインの主要3村（同補論2(14)参照）で77.0M〔63.5M〕、ヴィーデローダの2村（同補論2(15)参照）で114.0M〔78.9M〕であった。ヴィーデローダの2村の土地負担は、償却協定に記載されただけで、償却協定が現存しない貨幣貢租などを含めたために、やや高くなっているけれども、委託地代は3者かなり近似しており、グローセンハイン郡の騎士領村落における騎士領帰属委託地代、49.0Mの約1.3-1.7倍である⁽⁸⁵⁾。このように、3騎士領の関係村落の単位当たり委託地代がグローセンハイン郡の騎士領村落のそれよりも高くなった理由は不明である。(4)地代の種目別構成はリンバッハで貨幣貢租37%、賦役35%、保有移転貢租24%（以上計96%）など、プルシェンシュタインで「賦役＋現物貢租＋貨幣貢租＋放牧権」65%、単独の貨幣貢租11%、「賦役＋現物貢租＋貨幣貢租」9%、現物貢租6%（以上計91%）など、ヴィーデローダ（委託地代）で賦役81%、放牧権9%、現物貢租8%（以上計98%）などであった。農業地帯（1849年の2村人口514人、うち工業人口微小）にあるヴィーデローダでは、賦役の比率が圧倒的に高く、放牧権も付随していたのに対して、工業地帯（1849年の3村人口4,759人、うち靴下編業65%）にあるリンバッハでは、賦役の比率は無視はできないとしても、貨幣形態での貢租、貨幣貢租と保有移転貢租、が優位に立っていた。工業地帯（1849年の3村のみの人口3,024人、うちハイダースドルフ村の鉱山・冶金業21人〔同村人口の7%〕⁽⁸⁶⁾）にあるプルシェンシュタインでは、「賦役＋現物貢租＋貨幣貢租」と「賦役＋現物貢租＋貨幣貢租＋放牧権」が優位にあるために、種目別区分は可能でない。以上が、3騎士領関連償却協定調査の主たる結果であり、一方では、いくつかの、一部は緩い、共通点（全体としての償却の早期的進捗、地代銀行への委託部分の大きさ、関係主要村落における単位当たり委託地代額の類似）が見いだされたけれども、他方では、際立った相違点（地代の種目別構成に関する2騎士領間での相違と1騎士領での確定不能）も検出された。つまり、これら3騎士領について土地負担と償却の個別的事例が検証されただけである。

そればかりでない。上掲松尾2011は、中央文書館の全国委員会・集落索引の3騎士領の項に記載された償却協定のみによ拠していたけれども、その後、騎士領プルシェンシュタインの項に記載されていない償却協定の存在が明らかになって、上記著書第3章の補正が必要となった。松尾2018はその第一歩である。他の2騎士領に関しても、所属集落の側から全国委員会・地名索引を調査してみれば、新しい償却協定が発見されるかもしれない。さらに、上掲松尾2011は、簡単のために騎士領以外との償却協定を無視したのであったが、騎士領以外の権利者、特に領邦君主と広義の教会などとの償却協定をも調査するならば、松尾1990、第2章第2節と本稿第3節(2)において検討した、グローセンハイン郡の委託地代（土地負担の種目別・権利者別構成と地代委託の推移）との比較が一定程度は可能となるであろう。しかも、償却協

定が締結されることなく、土地負担が解消された事例がありうる（賦役が無償で廃棄された、稀な2事例は上記第4(ii)に掲げたけれども、本節(1)第2の狩猟権、同第3の私的償却協定などの事例もあるであろう)ので、このような場合を含めて、当該村落あるいは騎士領における土地負担解消の全体像をいかにして把握しうるか。これらはすべて、今後に残された課題である。

第4節注

- (注1) Groß 1968, S. 125. Vgl. Kiesewetter 1988, S. 124-126. ただし、この償却提議件数合計25,152には期間が明示されていない。筆者の計算では、提議は1833年から1859年までは25,080件であり、1875までを取ると、25,155件である。松尾、第104表(S. 267); 松尾 2011, S. 22. — 先ず、ここで検討されている統計が償却決済件数ではなく、提議件数であることに、疑問がある。本稿第3節(注41)で記したように、1851年以後の一時金による一括償還の場合を除いて、原則として協定は当事者の一方的提議によってではなく、全国委員会の承認によって初めて発効したからである。もちろん、全国償却提議件数統計も全く無意味ではない。農村住民の農業経営にとって特に阻害的であった、賦役と放牧権との提議件数を年次別に見ると、一方的提議容認の最初の年、1833年の提議件数は両者とも最大であった。すなわち、Übersicht 1918 (S. 273)の数値を基礎とすると、1917年までの85年間の提議総件数、賦役3,757と放牧権2,551のうち、1833年の1年だけで賦役提議は420件(賦役全体の約11%)、そして、放牧権提議は260件(放牧権全体の約10%)に上った。さらに、グロースが記した1847年までの15年間を取ると、賦役提議は3,086件(賦役全体の82%)、放牧権提議は2,043件(放牧権全体の80%)に達した。これは、これら2種の土地負担が「最も重圧的な桎梏」(Groß 1968, S. 128)であり、「農民を甚だしく圧迫していた」(A. a. O., S. 127)事情を明らかにしている。他方で、1851年の2法律、すなわち、償却制限撤廃法が聖職者への現物貢租の、償却法補充法が貨幣貢租一般の、一方的提議を承認すると、1852-54年の3年間に現物貢租2,404件(同貢租全体の35%)と貨幣貢租5,407件(同貢租全体の79%)の償却が提議された。次に、1859年までの償却提議件数合計は、25,152件ではなく、25,079件(狩猟権1件を加えると、上記のように、25,080件)であった。松尾、第104表(S. 266-267)。
- (注2) Groß 1968, S. 125. グロースは、(i)ザクセンにおける荘園領主制の特徴を記述する際には、騎士農場の経営が主として農民の賦役によって行われたので、賦役は当時の農民にとって、荘園領主への現物・貨幣貢租より一層重い負担であった、と書いている(A. a. O., S. 33, 35)が、(ii)土地負担の償却について説明する場合には、ここで引用したように、賦役は現物・貨幣貢租に遥かに及ばない(A. a. O., S. 125)、と述べ、(iii)さらに、ザクセンの封建的荘園の自己経営は、小規模であったために、農民の賦役をそれほど必要とせず、しかも、時とともに賦役は現物・貨幣貢租に転化されたのであろう、と推定している(A. a. O., S. 126)。(i)と(ii)に関してグロースは矛盾する、とモルは批判し、これら2つの事実は、グロースも上記(iii)で言及している事情、すなわち、32年償却法以前における賦役から貢租への転換によって説明される、と主張している(Moll 1988, S. 162)。なお、32年償却法以前における、他の土地負担から貨幣貢租への転換(一時金による一括償還を含む)の具体例を取りまとめたものが、本節補論1である。
- (注3) Groß 1968, S. 129. Vgl. Groß 2001, S. 206-207. — 前者の表の典拠は、Groß 1968, S. 127-129の償却種目別件数表、種目別円グラフおよび種目別・年代別棒グラフと同じように、Reuning 1865, S. 52-53とされている。後者と照合すれば、Groß 1968, S. 129の表において、1851年の保有移転貢租の提議件数244は224の誤植であり、表の最左欄、下から2行目の1865年は1864年でなければならない。さらに、ロイニクの表は1864年までのものであるから、グロースの[1865] - 1875年の一括数値は、典拠が明示されていないことになる。
- (注4) 前節(注41)で略述したように、貨幣貢租の償却提議は1851年償却法補充法によって初めて可能となった。したがって、グロースのこの記述は正確さに欠ける。1852-54年の現物貢租と貨幣貢租の償却提議件数、および、それぞれの貢租全体に占める、その比率は(注1)に記した。
- (注5) Groß 1968, S. 128.
- (注6) 1917年全国委員会改組布告。GS 1917, S. 141-142.
- (注7) 32年償却法(正式名称は償却・共同地分割法)第206条。GS 1832, S. 221.
- (注8) 1834年耕地整理法第7条。GS 1834, S. 143.
- (注9) 1833-64年の典拠は匿名の著作であるが、その著者は、内務省の農業担当官吏であり、農業中央協会、後に農業協議会の事務総長を兼ねていたロイニク(彼について、差し当たり、松尾 1990, S. 269; 松尾 2018, 第1節(注14)参照)である。農業協議会における彼の後任者ランクスドルフがこれを断定している。Langsdorff 1876, S. 1. Vgl. Groß 1968, S. 158-159; 松尾 1990, S. 269, 271-272. そして、農業協議会の機関誌Landw. Zeitschrift (1874年創刊)は、1917年までの償却などに関する提議・決済件数を、毎年記載している。ここでは、1833-1864年についてのロイニク(Reuning 1865, S. 52-53)と、1917年までについてのÜbersicht 1918 (S. 273. ただし、簡単のために1865-1917年は一括する)とに基づいて、検討する。Vgl. 松尾 1990, S. 265, 269, 271-272; 松尾 2011, S. 18-20.
- (注10) 償却に関する全国委員会の任務は1859年に殆ど終了した、と19世紀第四四半期のザクセン農業専門家、上記ランクスドルフは断定している。Langsdorff 1876, S. 138; Langsdorff 1889, S. 437.
- (注11) Langsdorff 1876, S. 21; Landrentenbank 1883, S. 36; Schmidt 1966, S. 149; Groß 1967, S. 18; Kiesewetter 1981, S. 96-97; Moll

1988, S. 168; Kiesewetter 1988, S. 121. —前節(注41)に記したように、1851年償却法補充法は貨幣貢租・償却地代以外の土地負担(例外は、下記の問題点第2で言及する狩猟権)に関して、全国委員会への償却提議の最終期限を1853年12月末日と定め、その規定は1852年償却迅速化令、および、1853年の教会関係償却提議令と償却提議失権期日令に繰り返された。しかし、1854年以後の償却提議件数は、松尾、第104表によれば、合計4,130件(1917年までの償却提議総件数の16%)に達した(もちろん、その中で1860年以後のものは僅か93件[同0.4%]のみであった)。1854年以後の上記提議件数合計の半数余りの、2,105件は貨幣貢租であり、それは同貢租提議総件数の31%に相当した。それに対して、貨幣貢租以外の償却提議件数も、合計すれば、貨幣貢租の件数にかなり近い2,025件(それらの償却提議総件数の8%)あった。また、貨幣貢租以外の土地負担は、前節(注41)で示したように、1851年償却法補充法によって、1853年末までに償却が提議されない場合、1854年初めに廃止され、その時点の所有者とその相続人が当該土地を譲渡しない限りにおいて、彼らの個人的義務としてのみ存続するけれども、この個人的義務も1884年初に[最終的に]消滅する、と規定された土地負担であった。その中でも、保有移転貢租支払義務は1850年償却法補充法によって、その償却が提議されなかった場合、1853年末に消滅する、と規定されていたにも拘わらず、保有移転貢租の償却が1854年以後、482件(同貢租提議総件数の14%)も提議された。同貢租以外にも1854年以後に、賦役で232件(賦役提議総件数の6%)、現物貢租で737件(同貢租提議総件数の11%)、放牧権で214件(放牧権提議総件数の8%)、の償却が提議された。これらが何に起因するか、を把握するためには、当該償却協定を直接に調査しなければならない。

(注12) GS 1840, S. 188.

(注13) シェーンブルク家協定所領と封所領について、Vgl. Ackermann 1911, S. 22-23; Blaschke 1958, S. 30-31, 115; Schmidt 1966, S. 191; Schmidt 1973, S. 20, 22, 26; 松尾 1990, S. 5-6; シュミット 1995, S. 93, 95, 100, 120, 181-182.

(注14) Zeise 1965, S. 55; Zeise 1968, S. 263 [ただし、リーザは、まだ都市に正式には昇格していなかったため、その委託地代は、グローセンハイム郡農村部を網羅したグレーセルの資料集に含まれる。前節(注5)参照]。Vgl. 松尾 1994(4), S. 404(注8)③。

(注15) Ackermann 1911, S. 26-27, 41, 59-62, 65-66. Vgl. 松尾 1990, S. 108.

(注16) Müller 1937, S. 2, 5-6, 30, 49-51, 73-74, 80 (手賦役は32年償却法に基づいて、現物貢租は1856年に償却され、一部の義務者は一時金を支払った[これらの手賦役と現物貢租の償却地代額および手賦役償却の時期は不明])。Vgl. 松尾 1990, S. 121-124.

(注17) Jahn 1978, S. 126. Vgl. 松尾 1990, S. 120, 125, 127.

(注18) Strohbach 1963, S. 78; Strohbach 1966, S. 75. Vgl. 松尾 1990, S. 113.

(注19) Groß 1968, S. 86, 209. Vgl. 松尾 1990, S. 117-118.

(注20) Leßke 1896, S. 245. Vgl. 松尾 1990, S. 76.

(注21) Leßke 1896, S. 232-233. Vgl. 松尾 1990, S. 79.

(注22) ザクセン改革までの中央財務官庁としての枢密財務委員会[大蔵省の前身]については、差し当たり、Vgl. Blaschke 1958, S. 21-22; Schmidt 1980, S. 21, 24; シュミット 1995, S. 3, 8, 168.

(注23) Bergmann 1902, S. 62. Vgl. 松尾 1990, S. 75.

(注24) Trautmann 1909, S. 107. Vgl. 松尾 1990, S. 81. —中央文書館からの2018年12月18日付け回答によれば、同館の10036 Finanzarchivには次の3文書がある。(1) Loc. 37850, Rep. 47, Gen. Nr. 0134: Verwandlung gewisser Dienste der Amtsuntertanen in ein Geldäquivalent, 1829. (2) Loc. 32232, Rep. 33, Spec. Nr. 5010: Orte des Amtes Dresden, namentlich Kesselsdorf, ..., Pennrich, ..., Podemus, Brabschütz, Merbitz, ..., Kemnitz, Briesnitz, Cotta, ..., Gompitz, ..., Kaditz, ... und Lausa gegen den Fiskus wegen Loszahlung des 1828 mit dem Staatsfiskus ausgehandelten Dienstverwandlungsvertrages, 1835. (3) Loc. 32055, Rep. 33, Spec. Nr. 2865: Klage von Henker und anderen in den Gemeinden der Amtslandschaft Dresden gegen den Staatsfiskus auf Aufhebung des Dienstverwandlungsvertrages von 1828, 1828-1836. 本節補論1の⑥から⑨までに名を挙げられた8村は、文書(2)に記載されている。ただし、下記⑩の村は言及されていない。

(注25) Dame 1911, S. 34-35, 207-208. Vgl. 松尾 1990, S. 76.

(注26) Groß 1968, S. 23-24. Vgl. 松尾 1990, S. 273; 松尾 2011, S. 20-21.

(注27) Zeise 1965, S. 54; Zeise 1968, S. 263; Moll 1988, S. 172; 松尾 2001, S. 160. —三月革命期に狩猟権の廃止を請願したのものとして、ザクセン上院宛て30村請願書(HSA SV 1848, Nr. 2815, Bl. 5b)と、ザクセンの夥しい農村が署名したH. グライヒェン起草フランクフルト国民議会宛て請願書(Graichen 1848, S. 24. Vgl. Wigard 1848, S. 2391)とを、筆者はかつて紹介し、前者は別の関連で最近も言及した。松尾 2001, S. 177, 181-182, 200, 219-220; 松尾 2018, S. 76.

(注28) Groß 1968, S. 129; 松尾 1990, S. 266. —前者は1875年までの件数(1861年決済)であったが、それ以後の決済は1901年の1件であった。

(注29) Blaschke 1958, S. 113-115, 125; Schmidt 1966, S. 314; Schmidt 1980, S. 115, 117; 松尾 1990, S. 39; シュミット 1995, S. 34, 38. —19世紀における下級官庁の変遷について、差し当たり、Vgl. 松尾 1990, S. 6-45.

(注30) Jagdrecht 1860, S. 356-357. Vgl. Judeich 1863, S. 77-78 (狩猟権の償却は1860年までに「完了」した); Zeise 1965, S. 257; 松尾 1990, S. 275-276; 松尾 2011, S. 21-22. ただし、以上の数字はザクセン全体のものであり、その中の本領地域分は不明である。松尾 2011, S. 22. —前節(注41)に記したように、1858年狩猟権法によれば、翌年4月初めまでに旧権利者が、義務的土地の所在する下級官庁に、期限内での狩猟権の返還と償却を提議せず、狩猟権の償却を義務者が提議した場合にのみ、その償却は全国委員会の管轄となった。したがって、ロイニク、グロースとÜbersicht 1918の表中の件数はそれのみを示す。

- (注31) GS 1851, S. 137. Vgl. Bär 1892, S. 30; 松尾 1990, S. 270; 松尾 2011, S. 348.
- (注32) GS 1846, S. 238; GS 1851, S. 298. Vgl. Judeich 1862, S. 23; 松尾 1990, S. 270; 松尾 2011, S. 348-349.
- (注33) General Commission 1862, S. 2218 (この新聞記事は、松尾 1990で“*Ablösungen*”として引用したもので、本稿では内容に即して論題を改めた)。
- (注34) この場合、「提起」はReuning 1865の用語，“Antrag”ではなく、bei General Commission “anhängig”の語が用いられている(Übersicht 1918でも同じ)けれども、両者の意味は同じであろう。
- (注35) 決済に関するこの用語法は、Übersicht 1918においても同じである。
- (注36) 1985年8月20日付け回答。なお、当時の名称は(ドイツ民主共和国)国立ドレースデン文書館であった。
- (注37) なお、全国委員会の全活動期間、1833-1917年について見てみると、合計決済件数の32,083に対して合計承認件数は20,310であった。Übersicht 1918, S. 273. したがって、決済件数に対する承認件数の比率は63%にまで上昇している。その理由は、1859年までと比較して、絶対数は小さくなっているけれども、1860-1917年の決済件数合計が5,501、承認協定合計が4,574で、後者は前者の83%を占めるまでになっているからである。しかし、既に記したように、1860年以後の提議・決済件数は大部分が耕地整理、極く少数が共同地分割であり、償却を殆ど含んでいなかったために、ここでは問題としない。
- (注38) 償却地代そのものではないが、委託地代(償却地代の中の地代銀行委託部分)に関しては、次の事情が知られている。32年償却法が規定した、委託地代の最小額は、12G(その25倍の一時金は12T12G)であり、この委託地代額は、ラウジッツにおける「農民保有地」(Bauernnahrung) 1あるいは小屋住農保有地3の世襲隷民制(「古い農奴制の最後の残基」)を償却するための金額であった[32年償却法第295条。GS 1832, S. 239. なお、委託地代の最小額は1837年地代銀行法補充令によって4Pに引き下げられた。前節(注41)参照]。実際に委託された、最高額の地代は31,230M(その一時金は780,750M)で、ツィッタウ市が、広大な市有林における土地所有者・権利者206人の地役権(木材伐採権など)を償却するために、1844年に地代銀行に委託した。Landrentenbank 1909, S. 13-14. グローセンハイン郡の委託地代額1件の最小額は、村別に見ると、ニーダーレーデルン村の、保有移転貢租に基づく委託地代0.32Mであり、最高額はツァイトハイン村の、「賦役+現物貢租」に基づく1,588.84Mであった。Großel 1896, S. 49, 76. Vgl. 松尾 1990, S. 164, 179. もちろん、これは1村のものであって、それに関する償却協定は、いくつかの村に関わっていた可能性が高いから、これが、1償却協定によって規定された委託地代全額と見ることはできない。
- (注39) Zeise 1965, S. 45-46; Zeise 1968, S. 258-259.
- (注40) Moll 1988, S. 168.
- (注41) 松尾 2011, S. 21. —なお、同一騎士領に所属する村々のそれも、決して一様でなかったことは、本節補論2の(13)、(14)と(15)について説明されているけれども、ここでは立ち入らない。
- (注42) Vgl. 松尾 1990, S. 273; 松尾 2011, S. 20; 本稿第3節(2)(i)。なお、ブラシュケは教会への諸給付は荘園領主制および土地制度とは何ら関係しなかった、と述べている。Blaschke 1965, S. 263. Vgl. 本稿第2節(6)。しかし、土地負担の権利者とそれの償却の観点からは、広義の教会は土地負担ないし委託地代の極めて重要な権利者であった。
- (注43) ブラシュケは、「農民的諸負担のこの歴史が特別の地域的諸事情の歴史的研究を強要する。荘園領主制の時代は限りない多様性と不均等、および、独自の有機的特殊的発展の時代であった」と概括している。Blaschke 1965, S. 271. Vgl. 本稿第2節(6)。
- (注44) 管区村落 α 群の各村の委託地代に占める領邦君主帰属地代の比率は、前節(注38)を、騎士領村落各村の委託地代に占める騎士領帰属地代の比率は、前節(注44)を参照。
- (注45) Schöne 1904, S. 11-17, 22-26. Vgl. 松尾 1990, S. 99-101.
- (注46) Buchholz 1930, S. 160-167. Vgl. 松尾 1990, S. 83-86.
- (注47) Heye 1896, S. 27-32, 49, 54, 76. Vgl. 松尾 1990, S. 103-104; 松尾 2011, S. 55.
- (注48) Leßke 1896, S. 247-248. Vgl. 松尾 1990, S. 76-77.
- (注49) Leßke 1896, S. 233-235. Vgl. 松尾 1990, S. 80.
- (注50) Trautmann 1909, S. 107-108. Vgl. 松尾 1990, S. 81; 松尾 2011, S. 55; 本稿第3節(注28)。
- (注51) Crasselt 1925, S. 140. Vgl. 松尾 1990, S. 89; 本稿第3節(注28)。
- (注52) Crasselt 1925, S. 135-140. Vgl. 松尾 1990, S. 90-93.
- (注53) Kittler 1932, S. 2-3. Vgl. 松尾 1990, S. 96-97.
- (注54) Schmidt 1911, S. 92-94. Vgl. 松尾 1990, S. 105-106.
- (注55) Lindner 1934, S. 14; Groß 1967(b), S. 12-13. Vgl. 松尾 1990, S. 119-120.
- (注56) Strohbach 1963, S. 76, 78; Strohbach 1966, S. 75. Vgl. 松尾 1990, S. 113-114.
- (注57) 松尾 2011, S. 87, 93, 98, 121, 135-136, 138, 153-154, 156, 158, 160, 162-163. なお、フーフエ、園地農と小屋住農の数は松尾 2001, S. 31.
- (注58) 松尾 2011, S. 173, 220, 224, 248, 256, 258, 267, 271, 274, 289-290, 292. なお、フーフエ、園地農と小屋住農の数は松尾 2001, S. 23-26. 荘園領主は、ノイハウゼン村の1製粉水車に対して一定量の木材を提供する義務を負っていた。年33Tと評価された、この義務は、水車の世襲賃租の償却地代額の引き下げによって相殺された。この木材提供義務を一種の現物貢租と見なして、それが償却された、と仮定すると、一時金は847T(当騎士領償却一時金合計の1%)となるであろう。松尾 2011, S. 224. これも、通説を覆す1事例と言えよう。

- (注59) 松尾 2011, S. 328-332. なお、フーフエ、園地農と小屋住農の数は松尾 2001, S. 34.
- (注60) Groß 1968, S. 141; Groß 2001, S. 208. 小数点付きの、この一時金合計額の典拠は示されていないが、地代銀行管理部（地代銀行はその創設の後、養老年金銀行と土地改良銀行の業務をも兼ねた。松尾 1990, S. 280-281）が、創設50周年記念刊行物である Landrentenbank 1883 (S. 43-46) で明らかにした公式統計であろう。次に言及する年次別公式統計の原表 (Landrentenbank 1883, S. 63-64) は、地代銀行の委託時期（各年 2 期）毎に表示されているけれども、グロースは各年毎にまとめている。この全国統計について、Vgl. General Commission 1862, S. 2218-2219; Judeich 1863, S. 76; Reuning 1865, S. 51; Langsdorff 1876, S. 21; Bär 1892, S. 40; Landrentenbank 1909, S. 14; Kiesewetter 1981, S. 102; Moll 1988, S. 173（一時金が農民から騎士領所有者に支払われた）; Kiesewetter 1988, S. 128（一時金が「農民から」荘園領主に対して支払われた）; Czok 1989, S. 370（一時金が農民から騎士領所有者に支払われた）; 松尾 1990, S. 278, 280; Groß 2001, S. 208（騎士領所有者に支払われた、として、そこに記された、委託地代総額 427.538M 余りとその一時金額 85.585.925M の数値は誤りであり、前者では 3,000,000M が抜けており、後者は、本稿で引用を省略した地代〔銀行〕証券発行額合計である）; 松尾 2011, S. 24, 27. — 松尾 1990, S. 265（注 7）は、「ただし、Kötzschke（1953, S. 143）は、「改革期に始まった、土地負担解消の事業は約 2 世代の後に完結した」と述べているが、その論拠は不明である」と書いたけれども、この論評は全く誤っていた。償却協定そのものは、既述のように、1859 年までの四半世紀にはほぼ完全に（約 99%）決済されたけれども、協定された償却地代の多くは地代銀行に委託された。ユーダイヒは、地代銀行の閉鎖から間もない時期に、「償却から生じた、大抵の貨幣地代は、地代銀行に委託され、委託地代に転化された」と記している。Judeich 1862, S. 98-99. その場合、義務者は委託地代を 55 年間、したがって、最後に委託された地代については 1914 年まで、あるいは、「1914 年のミヒャエーリス期」まで支払うべきである。Judeich 1862, S. 98-99; Judeich 1863, S. 75. Vgl. Landrentenbank 1883, S. 43. それに対して、グロース（Groß 1968, S. 143; Groß 2001, S. 208）は、最後の地代は 1913 年末に満期となった、と記しているにも拘わらず、地代支払期間の短縮に関する法的基礎（本稿第 3 節（注 41）参照）を明示していない。義務者の委託地代支払義務解消の時点を大まかに見れば、ケチュケの上記見解は正しい。
- (注61) 1837 年の地代銀行法補充令が銀行への委託地代額の下限を大幅に引き下げたことも、委託額増加の重要な原因であろう。義務者は、委託されえない地代端数を 25 倍額の一時金で支払わねばならなかったからである。
- (注62) 前節（注 41）に記したように、保有移転賃租については 1846 年に一方的償却提議が認められ、1850 年にはその償却地代が引き下げられた。また、現物賃租の中では、広義の聖職者へのそれだけが 1840 年に一方的償却提議を禁止され、1851 年にその制限が撤廃された。したがって、グロースのこの記述は正確さに欠ける。
- (注63) Groß 1868, S. 141-142.
- (注64) Jagdrecht 1860, S. 357. Vgl. Judeich 1863, S. 78; 松尾 2011, S. 21. ただし、この金額はザクセン全体の数字であり、本領地域のそれは知られていない。
- (注65) GS 1832, S. 173, 175.
- (注66) Judeich 1863, S. 76; Reuning 1865, S. 51.
- (注67) Landrentenbank 1883, S. 45-46.
- (注68) Groß 1968, S. 144.
- (注69) Crasselt 1925, S. 138. Vgl. 松尾 1990, S. 89.
- (注70) Crasselt 1925, S. 139-140. Vgl. 松尾 1990, S. 92-93.
- (注71) Schöne 1904, S. 22-23（原著者の記述に基づく）。Vgl. 松尾 1990, S. 99; 本節補論 2(1).
- (注72) Heye 1896, S. 29-30. Vgl. 松尾 1990, S. 103-104; 本節補論 2(3).
- (注73) Strohbach 1963, S. 78; Strohbach 1966, S. 75. Vgl. 松尾 1990, S. 113.
- (注74) Geisler 1858, S. 100, 114. Vgl. 松尾 1990, S. 114-115.
- (注75) Lindner 1934, S. 14. Vgl. 松尾 1990, S. 120; 本節補論 2(11).
- (注76) 松尾 2011, S. 160; 本節補論 2(13).
- (注77) 松尾 2011, S. 292; 本節補論 2(14).
- (注78) Bradsky 1905, S. 54. Vgl. 松尾 1990, S. 94.
- (注79) Kittler 1932, S. 2-3. Vgl. 松尾 1990, S. 96-97; 本節補論 2(9).
- (注80) Lindner 1934, S. 5-7. Vgl. 松尾 1990, S. 127-128.
- (注81) Buchholz 1930, S. 160; Groß 1967, S. 6; Groß 1968, S. 77. Vgl. 松尾 1990, S. 78.
- (注82) Julie Kretzschmar 1833, S. 769. Vgl. 松尾 1990, S. 116. ただし、ウンター・マルクスドルフは騎士領としても、村落としても存在しなかった。Vgl. Blaschke 1957, Register, S. 56*. したがって、これはウンター・マルクスグリューン（エルスニッツ郡）であろう。A. a. O., S. 336.
- (注83) 1982 年 12 月 8 日付け中央文書館回答。しかし、全国委員会の業務文書は既に失われていた。Groß 1968, S. 13-14. また、全国委員会は全期間についての詳細な業務報告を公表していない。以上について、松尾 1990, S. 268, 271; 松尾 2011, S. 3-4.
- (注84) Groß 1968, S. 14. Vgl. 松尾 1990, S. 290; 松尾 2011, S. 4.
- (注85) 前節(2)(ii)(C)第 3 は、1 換算フーフエ当たりの「管区村落 α 群 26 村における領邦君主帰属委託地代」[a] と「騎士領村落 115 村における騎士領帰属委託地代」[b] とを算出して、[a] の約 35.3M を [b] の約 49.0M の約 72% とした。つまり、[b] は [a] の約 1.4 倍である。しかしながら、管区村落 α 群各村の委託地代に占める領邦君主帰属地代の比率は、同節（注 38）に記したように、99%（1 村）から 36%（1 村）までに亘っており、また、騎士領村落各村の委託地代に占める騎士領帰属

地代の比率は、同節（注44）に記したように、さらに甚だしく、100%（4村）から0%（1村）まで多様であった。そのために、上記の1換算フーフエ当たり委託地代は、騎士領村落における騎士領帰属地代のみを検討した、補論2の(13)の3村、(14)の3村および(15)の2村の当該数値と比較するには、不十分と考えられる。そこで、[a]と[b]が95%以上の村々を検討しよう。それに該当するのは、[a]で4村、[b]で11村である。[a]の4村の委託地代合計は2,499.36Mであり、換算フーフエ合計は59Hであったから、[a]の4村における1換算フーフエ当たり委託地代（これを[aa]とする）は約42.4Mとなる。[b]の11村の中ではノイエル・アンパウ村が問題となる。この村（7ヘクタール）は、委託地代の100%が騎士領に帰属したけれども、保有農を持たず、ナウンホーフ村（876ヘクタール）の支村であった。そして、同一騎士領に帰属する、後者の村の騎士領帰属委託地代比率は78%であった。この2村を1村と想定しても、その騎士領帰属委託地代比率は88%にまでしか上がらない。そのために、ここでは、委託地代が206.72Mに過ぎないノイエル・アンパウ村を除外した10村を検証しよう。この10村の騎士領帰属委託地代は5,853.28Mで、換算フーフエ合計は99 $\frac{1}{8}$ Hであったから、[b]の10村における1換算フーフエ当たり委託地代（これを[bb]とする）は約59.1Mとなる。両者を比較すると、[aa]は[bb]の約72%である。つまり、[bb]は[aa]の約1.4倍である。これらの数値によれば、[aa]が[a]より大きく、[bb]が[b]よりも大きいけれども、[aa]対[bb]の比率は[a]対[b]のそれと同一である。それを確認した上で、[bb]を本節補論2の(13)の3村、(14)の3村および(15)の2村の当該委託地代63.5-81.0Mと対比すると、後者は[bb]の約1.1-1.4倍となり、後者と[bb]との格差は、[b]と比較した場合よりも、いくらか縮小する。もっとも、本節補論2(13)-(15)の該当委託地代は、[a]と比較すると、その約1.8-2.3倍であり、[aa]と比較すると、格差はやや縮小して、[aa]の約1.5-1.9倍である。他方では、具体的事例を検討した結果として、既に記したように、1換算フーフエ当たり荘園領主帰属土地負担は、騎士領村落で最も大きい本節補論2(2)において、管区村落で最も大きい同(10)の3倍以上となった。しかし、この結果は各1村のみから得られたものであるから、それよりも、複数の村に関わる[aa]対[bb]の比率と[a]対[b]の比率の方が個別性をいくらか離れているであろう。（注86）1849年の各村人口などは、松尾2001, S. 23, 25, 27, 31, 34.

追加引用法令

- 1834年耕地整理法 = Gesetz über Zusammenlegung der Grundstücke, vom 14. 06. 1834.
 1840年通貨法施行令 = Verordnung zu Ausführung des Gesetzes vom 21. dieses Monats, das in Folge der neuen Münzverfassung festzustellende Verhältniß der künftigen Landesmünzen zu den zeitherigen, ingleichen zu andern Währungen, sowie die daraus für den Geldverkehr im Allgemeinen abzuleitenden Verbindlichkeiten betr., vom 23. 07. 1840.
 1852年償却迅速化令 = Verordnung, die Nothwendigkeit möglichster Beschleunigung der Ablösungsangelegenheiten betr., vom 06. 12. 1852.
 1853年教会関係償却提議令 = Verordnung, die Provocation auf aller auf einseitigen Antrag ablösbaren Naturalleistungen, Lehn-geldberechtigungen und Dienste betr., welche Kirchen, Stiftungen, Geistlichen, Lehrern und Kirchendienern zustehen, vom 25. 10. 1853.
 1853年償却提議失権期日令 = Verordnung, den für Provocation auf Ablösungen für den 31. 12. 1853 anstehenden Präclusivtermin betr., vom 01. 12. 1853.
 1917年全国委員会改組布告 = Bekanntmachung über veränderte Bezeichnung der Generalkommission für Ablösungen und Gemeinheitsteilungen und der dieser unterstellten Behörden und Beamten, vom 18. 10. 1917.

引用史料

- Sächsisches Hauptstaatsarchiv Dresden (HSA)
 (1) Ständeversammlung 1833-1918 (HSA SV)
 HSA SV 1848, Nr. 2815 = Landtag 1848, I. Kammer 28, Deputation 9, Die Petition der Gemeinden mehrer Dörfer der Amtsbezirke Lauterstein und Freiberg über verschiedene Gegenstände der Gesetzgebung betr.

追加文献目録

- Ackermann 1911 = Otto Ackermann, *Die Entwicklung der Landwirtschaft auf den Vorwerken der schönburgischen Herrschaften Wechselburg und Penig vom 16. Jahrhundert bis zur Gegenwart*, Diss. Leipzig.
 Bergmann 1902 = Alwin Bergmann, *Geschichte des Zschoner Grundes bis zur Ablösung aller Fronen*, Briesnitz.
 Bradsky 1905 = (Rudolf Ritter Bradsky von Laboun,) *Geschichte der Rittergüter Thürmsdorf, Kleinstruppen und Neustruppen mit ihren Dörfern*, Königstein a. E. (1905.)
 Buchholz 1930 = Walter Buchholz, "Die Ablösung der Frondienste und Naturalleistungen beim Rittergute Seifersdorf", in: *Neues Archiv für Sächsische Geschichte und Altertumskunde*, Bd. 51.
 Dame 1911 = Cai Dame, *Die Entwicklung des ländlichen Wirtschaftslebens in der Dresden-Meißner Elbtalgegend von der Sorbenzeit bis zum Beginn des 19. Jhts.*, Diss. Leipzig.
 Geisler 1858 = Johann August Geisler, *Chronik des Dorfes Ursprung*, Stollberg.
 General Commission 1862 = Anonymer titelloser Artikel über "Übersicht des Standes der von der General Commission für Ablösungen und Gemeinheitsteilungen im Jahre 1861 geleiteten Auseinandersetzungsgeschäfte, ... Seit dem Bestehen der General Commission sind bei derselben überhaupt anhängig geworden, ... Davon sind durch Zurücknahme der Provocation, Bestätigung der Recesse, oder auf andere

- Weise zur Erledigung gekommen: Zahl der bestätigten Recesse”, in: *Leipziger Zeitung*, 1862, Nr. 103 vom 02. 05.
- Graichen 1848 = Heinrich Graichen, *Petition an die Vertreter des deutschen Volks zu Frankfurt a. M., die Aufhebung des gesamten Lehnwesens und die Abschaffung aller Feudallasten in Deutschland s. w. d. a. betreffend*, verfaßt im ausdrückl. Auftrage und beigebrachter Vollmacht seiner Clienten aus dem Bauernstande im Königreiche Sachsen, Leipzig.
- Heye 1896 = Karl Heye, *Die historische Entwicklung der Landwirtschaft auf dem Rittergut Trebsen seit Mitte des 18. Jahrhunderts*, Halle a. S.
- Jagdrecht 1860 = “Einige Mittheilungen über die Ausführung des Gesetzes, das Jagdrecht auf fremden Grund und Boden betr., vom 25. 11. 1858”, in: *Dresdner Journal*, 1860, Nr. 89 vom 18. 04.
- Jahn 1978 = Heinz Jahn, “Zur Fronablösung in Weißbach und Wildenfels”, in: *Der Heimatfreund für das Erzgebirge*, Bd. 23, H. 6.
- Julie Kretschmar 1833 = Anonym, “Julie Kretschmar”, in: *Constitutionelle Staatsbürgerzeitung und Insel Rügen*, 1833, Nr. 193 vom 03. 12.
- Kittler 1932 = Adolf Kittler, “Das Ablösungswerk vor 100 Jahren”, in: *Unsere Heimat. Coswiger Anzeiger*, Bd. 8, H. 6.
- Landw. Zeitschrift = *Sächsische landwirtschaftliche Zeitschrift*, 1874ff.
- Langsdorff 1889 = Karl von Langsdorff, *Die Landwirtschaft im Königreich Sachsen, ihre Entwicklung bis einschl. 1885 und die Einrichtung und Wirksamkeit des Landesкултурraths für das Königreich Sachsen bis 1888*, Dresden.
- Leßke 1896 = Friedrich August Leßke, *Beiträge zur Geschichte und Beschreibung der Dörfer Ober- und Niedergorbitz, Wölfnitz, Pennrich, Naußlitz und Neunimptsch*, Deuben.
- Lindner 1934 = O (swin) Lindner, “Ehemalige Fronen, Dienste sowie andere Leistungen und deren Auswirkung auf kleinbäuerliche Betriebe unserer Heimat”, in: *Unsere Heimat. Beilage des Generalanzeigers für das untere Erzgebirge*, Bd. 10, H. 1 und 2/3.
- Moll 1988 = Georg Moll, *Preußischer Weg und bürgerliche Umwälzung in Deutschland*, Weimar.
- Müller 1937 = Rudolf Roland Müller, *Die Rechtsbeziehungen zwischen den Rittergutsherren und den Bauern der Herrschaft Neuschönfels in Sachsen vom Jahre 1548 bis zur Mitte des 19. Jahrhunderts*, Leipzig.
- Schöne 1904 = Bruno Schöne, *Die wirtschaftlichen und sozialen Verhältnisse der Gemeinde Kühren*, Diss. Leipzig.
- Strohbach 1963 = Horst Strohbach, *Die Lage und die Freiheitsbestrebungen der Bauern vom großen Bauernkriege an bis zum Übergang in die sozialistischen Großraumwirtschaft im Bereiche des Mulde-Chemnitz-Gebietes*. (Manuskript im Stadtarchiv Karl-Marx-Stadt, jetzt Chemnitz)
- Strohbach 1966 = —, *Fortschrittliche Generationen der Bauernschaft bahnen in jahrhundertelangen Kämpfen den Weg zur Freiheit*. (Manuskript im Stadtarchiv Karl-Marx-Stadt, jetzt Chemnitz)
- Übersicht 1918 = “Übersicht der im Jahre 1917 von dem Landesamt für Grundstückszusammenlegungen geleiteten Auseinandersetzungsgeschäfte, ··· Seit dem Bestehen der Generalkommission für Ablösungen und Gemeinheitsteilungen sind bei derselben anhängig geworden, ··· Davon sind durch Zurücknahme der Anträge, Bestätigung der Rezesse oder auf andere Weise zur Erledigung gekommen”, in: *Landw. Zeitschrift*, Jg. 1918.
- Wigard 1848 = Franz Wigard (Hrsg.), *Stenographischer Bericht über die Verhandlungen der deutschen constituirenden Nationalversammlung zu Frankfurt am Main*, Bd. 4.
- Zeise 1968 = Roland Zeise, “Zur sozialen Struktur und zur Lage der Volksmassen auf dem Lande am Vorabend der Revolution von 1848/49 in Sachsen”, in: *Jahrbuch für Wirtschaftsgeschichte*, Bd. 9, Teil 1.
- 松尾 2018 = 松尾展成, 「ノイドルフ村 (南ザクセン) の貨幣貢租償却協定」, (1), 『岡山大学経済学会雑誌』, 第50巻第2号.